

認定申請マニュアル

(総論)

もくじ

	頁
構造改革特区計画認定申請マニュアル（総論）	
第1章. 構造改革特区計画の認定制度について	
1-1. 認定制度の概要	1
1-2. 認定制度のポイント	1
1-3. 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との関係	9
第2章. 認定基準等の解説	
2-1. 特区計画の認定基準について	10
2-2. 関係行政機関の長による同意について	17
第3章. 認定申請手続きについて	
3-1. 認定申請に必要な書類	20
3-2. 認定申請書類の作成要領	21
付録1. モデル添付書類	36
付録2. 認定申請フロー図	43
付録3. 認定チェックリスト	44

第 1 章 構造改革特区計画の認定制度について

1-1. 認定制度の概要

構造改革特別区域法（以下「法」という。）に基づく規制の特例措置が適用されるためには、地方公共団体が、構造改革特別区域（以下「特区」という。）を設定し、当該特区内で適用させようとする規制の特例措置を盛り込んだ構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）を策定し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

内閣総理大臣による特区計画の認定は、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）で明らかにしているとおりの「（認定基準）を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない」こととしています。

特区計画の認定申請に当たっては、

- ① 法令解釈事前確認制度（いわゆるノーアクションレター制度）
- ② 民間事業者等による特区計画案に関する提案制度

を導入し、特区計画を申請しようとする地方公共団体や特区で事業を展開しようとしている民間事業者等の取組が円滑に進むように配慮しています。

1-2. 認定制度のポイント

1) 認定の発案から認定までの流れ

特区計画の認定の発案から認定までの流れを、時間の経過に応じて並べると次のとおりになります。（若干の前後はありえます。P 4 3 構造改革特区計画の認定申請のフロー図参照。）

- ① 法令解釈の事前確認（法第 4 条第 7 項）
- ② 民間事業者等からの特区計画案の作成についての提案（同条第 4 項）
- ③ 特区計画案の作成にあたっての実施主体等からの意見聴取（同条第 3 項）
- ④ 特区計画の認定の申請（同条第 1 項）
- ⑤ 特区計画の認定（同条第 8 項及び第 11 項並びに法第 5 条）
- ⑥ 特区計画の変更（法第 6 条）

これらについて、以下に特区計画の作成者がまず把握しておく必要のあるポイントを記述します。

2) 法令解釈の事前確認

法令解釈の事前確認については、法第4条第7項及び基本方針3.(2)①に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

- ① 地方公共団体は特区の認定申請に当たって、基本方針別表1に示された規制の特例措置に関する法令等の解釈だけでなく、規制の特例措置に関連する事業に関する法令等の解釈についても関係行政機関に確認することができること。例えば、国際交流を推進しようとする特区計画において、外国人研究者に関する規制の特例措置に関連して、当該外国人の在留環境の改善を図るため、外国人医師や外国人弁護士の活用を図る事業を関連する事業とした場合、これに関する医師法、弁護士法等の法令等の解釈を求めることが可能である。
- ② 法附則第5条に基づき、訓令又は通達により定められる規制の特例措置についても、法律、政省令と同様に事前確認を行うことができること。
- ③ 法令解釈の事前確認への回答が期限（原則として30日以内）までにならない場合等には、内閣官房に設ける相談窓口で事実の確認等を求めることができること。

3) 民間事業者等からの特区計画案の作成についての提案

民間事業者等からの特区計画案の作成についての提案に関しては、法第4条第4項及び基本方針3.(2)②に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

- ① 特区計画案の作成についての提案を行うことができる者は、規制の特例措置の適用が受けられるすべての者（特区外に所在する者を含む。）であること。
- ② 提案を踏まえて特区計画の案を作成する必要がないと地方公共団体が判断した場合は、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならないとされており、その際には提案を受付けてから30日以内に書面又は電子メールで回答することが望まれること。

- ③ 提案があつたにも関わらず地方公共団体から何ら回答がなされず、内閣官房に設ける相談窓口に相談等があつた場合には、相談窓口から地方公共団体に対し事実の確認等を求められる場合があること。

4) 特区計画案の作成に当たっての実施主体等からの意見聴取

特区計画案の作成に当たっての実施主体等からの意見聴取については、法第4条第3項に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

- ① 意見聴取は、計画案の作成の段階で既に規制の特例措置の適用を受けようとする者として特定されているものに対して行えば足りるものであること。特区計画に記載することとなる規制の特例措置の適用を受ける主体（実施主体）の範囲に含まれ得るすべての者を指すものではない。

例えば、学校教育法の特例で、A市が特区計画において規制の特例措置の適用を受ける主体を「市内の幼稚園」とする場合、全市で10施設ある幼稚園のうち、案の作成段階で三歳未満の幼児を受け入れる意向を示している幼稚園が3施設であれば、この3施設について計画に記載することを前提に意見を聴取すれば足りることとなる。

- ② 都道府県にあっては関係市町村の意見を聴かなければならないと規定されていますが、都道府県と市町村が共同で申請する場合は、共同で申請する市町村は計画の策定主体となるので、「関係市町村」には該当せず、本条に基づく意見を聴く必要はありません。

5) 特区計画の認定の申請

特区計画の認定の申請は、地方公共団体から内閣府の長たる内閣総理大臣に対して、法第4条第1項に基づき定められることとなる内閣府令に基づく様式を用いた申請書及び特区計画書に、同府令に基づく書類を添付して行うこととなります。特区計画書に記載すべき事項は、同条第2項に列挙されています。

これらの書類の内容や記載要領については、第3章で詳述しますが、ここでは、次の3つのポイントを挙げます。

- ① 計画の認定申請の主体

計画の認定申請の主体については、法第4条第1項に定められているが、次のとおり、基本方針3.(1)②に記述されている内容によること。

構造改革特別区域計画の認定申請の主体となりうる地方公共団体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地方自治法第284条第1項の一部事務組合又は広域連合であるが、その主な組み合わせを例示すると以下のようなものがある。

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
- イ) 複数の市町村の共同
- ウ) 複数の都道府県の共同（ただし法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
- エ) 都道府県単独（ただし法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
- オ) 都道府県と市町村の共同（ただし都道府県にあっては、法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）

※ オ) の場合の意見聴取については、3) を参照

② 特区の範囲

特区の範囲については、法第2条第1項に定められているが、次のとおり、基本方針3.(1)②ii)に記述されている内容によること。

特区の範囲は、地方公共団体を実施しようとする事業の内容に応じて、例えば市町村の区域内の一部又はその全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又はその全域、市町村又は都道府県内の複数の区域（いわゆる「飛び地」）など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

特区の範囲は、必ずしも特区計画に含まれるすべての規制の特例措置が適用される区域を示すものではなく、関連する事業を含め、地方公共団体が実施しようとする事業全体に対応するものとして合理的な範囲で設定できるものである。

なお、地方公共団体が特区の範囲からさらに、個別の規制の特例措置が適用される区域を限定しようとする場合は、当該規制の特例措置を受ける主体について記述する際に、「(特区のうち)○○地区で適用する××の規制の特例措置を受ける主体」とすることにより対応することとする。

③ 訓令又は通達により定められる規制の特例措置の取扱い

法第4条第1項に基づき申請される特区計画に記載され、同条第10項に

基づき適用される規制の特例措置は、厳密には法律、政令、省令及び告示（この項において「法律等」という。）で定められたものである。基本方針別表1に掲載されている訓令又は通達（この項において「通達等」という。）で定められた規制の特例措置については、法附則第5条に基づき、「法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるもの」として位置付けられ、基本方針2.（4）において、「訓令又は通達による規制についても、特区制度において本構造改革特別区域基本方針の適用に当たっては、法令で定められている規制と同一の扱いとする」とされている。

すなわち、通達等に基づく特例措置についても、法律等に基づく特例措置と同じように、特区計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受ければ発効することとするものである。これにより、一つの特区計画で法律等に基づく特例措置と通達等に基づく特例措置を併せて記載することも、通達等に基づく特例措置のみの特区計画を申請することも可能である。

この場合、通達等に基づく特例措置に関する申請にあっても、法律等に基づくものと同様に、「構造改革特別区域計画」、「構造改革特別区域」、「特定事業」等の用語を用いることとする。

④ 特区計画に記載する実施主体の範囲

特区計画に記載すべき実施主体は、規制の特例に基づく事業が確実に実施されるために特定する必要がある主体であるが、計画を作成する地方公共団体が規制の特例をどのように捉えるかにより特定すべき主体の範囲が変化するものであることから、当該事業が成立するために合理的な範囲で任意に設定できるものである。

⑤ 特区計画に記載する特定事業の数

特区計画に記載する特定事業については、数の限定はない。計画全体として認定基準に適合するものであれば、特定事業は1つでも複数でもよい。

6) 特区計画の認定

特区計画の認定に関しては、法第4条第8項から第11項まで及び第5条並びに基本方針3.（1）、3.（1）④、3.（1）⑤及び3.（1）⑥に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。なお、認定基準の内容及び関係行政機関の長が行う同意については、第2章で詳述します。

① 特区計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、そ

の数は限定しないこと。なお、特区計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外した部分に限ったり、一定の条件を付すことにより、認定される場合がある。

- ② 特区計画が認定された場合には、申請者に対して認定した旨の通知が当然になされるが、認定しなかった場合、及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について規制所管省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により通知される。

7) 特区計画の変更

特区計画に定められた内容に変更があった場合には、軽微な変更を除き、法第 6 条に基づき、内閣総理大臣の認定が必要となります。添付書類の内容に係る変更については必要ありません。

なお、認定を要しない軽微な変更としては、次の内容を内閣府令で定めています。

- イ 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- ロ 規制の特例措置の適用の開始の日の 6 月以内の変更
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、構造改革特別区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、「ハ イ及びロに掲げるもののほか、特区計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、個別の規制の特例措置に応じて特区計画に記載することが要請される規制の特例措置の内容の詳細な事項についての軽微な変更を想定しています。この場合の軽微な変更の具体的な内容については、計画の変更の際に個別の申し出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになります。

また、市町村合併が行われた場合、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入した場合）は当然に変更の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅した場合（新設合併により、新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入された場合）は、変更の申請を行う必要があります。

軽微な変更を行った場合であっても、当該地方公共団体は、変更の内容、変更の内容が適用された日について、特区計画の認定事務を行う内閣府に情報提供されますようお願いします。

なお、具体的には以下のとおりの手続が必要です。

i) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、特区計画の変更の申請を行う必要があります。

<特区計画の取扱い>

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、第6条に基づく変更手続を行います。

<手続>

- ① 構造改革特別区域基本方針3.(1)⑧において、「市町村の合併に伴い、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、(中略)当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。」とされておりますが、具体的には、地方自治法第7条第8項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の3ヶ月前から合併予定日までの間で速やかに、変更の申請書を提出して下さい。なお、変更計画表の作成方法等について御不明な点がある場合はお早めに御相談下さい。
- ② 変更の申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出して下さい。
- ③ 特区の範囲の変更を行う等、合併に伴う変更以外の変更も併せて行う場合は、それを含めて変更の申請書を提出して下さい。

ii) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）、特区の範囲の変更等がない限り、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があった場合には、内閣府に報告をして下さい。特区の範囲等を変更する場合は、変更の申請を行う必要があります。

<特区計画の取扱い>

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、特区の範囲の変更等がない限り、特段の手續を要しないものとして取り扱います。

<手續>

- ① 合併に伴い、特区の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみの場合、第6条第1項の「軽微な変更」に該当いたしますので、変更の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第2項に基づく都道府県知事による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、内閣府へ報告をするようお願いいたします。
- ② 合併に伴い、編入した他の市町村にも特区の範囲を拡大する等の場合には、構造改革特別区域法第6条に基づく変更手續が必要ですので、同条に基づく変更の申請を行って下さい。

<参考条文>

構造改革特別区域法

第六条 地方公共団体は、認定構造改革特別区域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

附 則

第五条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

構造改革特別区域法施行規則

第三条 法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二・三 （略）

地方自治法

第七条 （略）

7 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 （略）

第二百六十条 （略）

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 (略)

1－3. 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との関係

構造改革特別区域計画の取組を進めるにあたっては、地方公共団体が目指す総合的な目標を達成するため、地域再生計画の支援措置及び中心市街地活性化基本計画の事業等を活用することによって、より効果的な実施が可能となります。このため、構造改革特別区域計画の認定申請と、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定申請については、基本的に同時に受付を可能とし、申請窓口の一元化等、認定手続を一体的に進めることとします。

第2章 認定基準等の解説

2-1. 特区計画の認定基準について

特区計画の認定基準については、法第4条第8項各号（1号基準から3号基準まで）に規定されており、その具体的な内容が基本方針3.（1）④に記載されています。これらの内容について、以下に解説します。なお、認定基準と申請図書との対応関係については、P44の特区計画の認定チェックリストを参照してください。

1) 基本方針3.（1）④について

i) 1号基準（構造改革特別区域基本方針に適合するものであること）

ア) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が構造改革特別区域計画を作成するに当たって、上記1.に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

その際、構造改革特別区域計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、1.（2）ア）に示したように、将来全国的な構造改革へと波及しうるような地域発の構造改革たりうるものであることに留意する必要がある。

<基本方針1.>

（1）構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。日本の経済社会が人口減少・超高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。

こうした考え方の下、政府はこれまで構造改革の推進に努めてきたところであり、日本経済は、長い停滞のトンネルをようやく抜け出すことができた。

しかしながら、今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、日本経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーション等を通じ、経済全体として生産性を大幅に上昇させなければならず、規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

その際、全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野が

あることを踏まえると、地方公共団体や民間事業者等の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。再チャレンジ支援、アジア・ゲートウェイ構想といった政策分野でも、特区制度への期待は高い。

また、地方の活力なくして国の活力はなく、地域の活性化は現下の政府の最重要課題である。このため、やる気のある地域が独自の取組を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を政府を挙げて応援していくことが必要である。特区制度については、こうした基本的考え方に沿った地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要であり、今後一層の充実を図ることが必要である。

したがって、地域においては、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

(2) 構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の2つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現しうるような特区構想を立案することが期待される。

ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。

イ) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

【解説】

法第4条第8項第1号に基づく基準（以下「1号基準」という。）は、「構造改革特別区域基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、

- ① 基本方針中「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること
- ② 基本方針中「構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

の2つに分けられます。ここでは、前者について説明します。

基本方針1.(1)及び(2)に「構造改革の推進等の意義」及び「構造改

革の推進等の目標」が定められていますが、特区計画中「意義及び目標」として記載される内容をはじめ、特区計画全体がこれらの「意義」及び「目標」の内容と整合していることが求められます。判断のポイントとしては、次の点があげられます。

- ① 基本方針中の「意義」に照らして、「自助と自立の精神」のもとに、地域の特性に応じた特区構想として知恵と工夫を持って立案された計画であること。
- ② 基本方針中の「目標」に照らして、地域特性に応じた地域活性化のみならず、将来全国的な構造改革へと波及しうるような地域発の構造改革たりうるものであること。

2) 基本方針3. (1)④ i)イ)について

ii)「構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること
構造改革特別区域計画に記載されている事項が、上記(4)のi)からv)を満たすことが判断基準である。

<基本方針3. (1)③ア)からオ)>

(4)構造改革特別区域計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項にしたがって構造改革特別区域計画を作成する必要がある。

- i) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令等で定められているところに適合するものであること。
- ii) 地方公共団体が実現しようとしている目標の達成のために、必要不可欠な規制の特例措置であること。
- iii) 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。
- iv) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。
- v) 民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

【解説】

1号基準の後者の内容について解説します。ここでは、次の5つの事項

に従って、特区計画が作成されていることが求められます。

- ① 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令等で定められているところに適合するものであること
 - ・ 特区計画に記載されている規制の特例措置の内容が、法律等又は通達等で定められている規制の特例措置の規定内容に対して、客観的事実に照らして反するものでないことについて判断するものです。この際、一義的には地方公共団体が計画の申請に当たって行った適合の判断が尊重されます。
- ② 地方公共団体が実現しようとしている目標の達成のために、必要不可欠な規制の特例措置であること
 - ・ 特区計画に記載されている目標と明らかに関連がない規制の特例措置が当該計画に記載されていないことについて判断するものです。例えば、特区計画の目標が英語教育の導入による国際的な人材の育成である場合に、アルコール事業法の特例が計画に記載されていれば「明らかに関連がない」ものとして判断されます。
- ③ 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること
 - ・ 特区の範囲については、第1章1-2(5)③で述べたとおり、「必ずしも特区計画に含まれるすべての規制の特例措置が適用される区域を示すものではなく、関連する事業を含め、地方公共団体が実施しようとする事業全体に対応するものとして合理的な範囲で設定できる」ものです。ここでは、特区の範囲に、目標の達成や事業(関連事業を含む)の実施と明らかに関連のない区域が含まれていないことを判断するものです。
- ④ 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること
 - ・ 特区計画に基づき実際に行われることが期待されている具体的な行為と、特区計画に盛り込まれている規制の特例措置の規定内容とが明らかに反していないことを判断するものです。
- ⑤ 民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること

- ・ 法第4条第3項及び第4項に基づく制度が、特区計画を申請する地方公共団体により確実に履行されていることを確認するものです。例えば、民間事業者等からの提案を踏まえた計画であるとしながら、合理的な理由なく提案内容と異なる計画となっている場合、都道府県が申請主体であるのに関係市町村からの意見聴取がなされていない場合、実施主体からの意見聴取の方法が極めて短時間かつ一方的な方法で行われており、十分な意見の反映が困難であると認められる場合等は、この基準に適合しないものとして扱われます。

3) 基本方針3. (1)④ii)について

② 2号基準(当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること)
 特区において構造改革特別区域計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが判断基準である。実施しようとしている事業の性格にもよるが、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示すべきである。

【解説】

法第4条第8項第2号に基づく基準(以下「2号基準」という。)の具体的な内容を述べたものです。

「構造改革特別区域計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果」と述べられているとおり、計画に定める個々の事業ごとの効果を列挙するのではなく、計画全体として期待される効果について記述する必要があります。

必ずしも経済的社会的効果の大きさや発現の早さを問うものではなく、特区の状況に応じて具体的かつ合理的な説明がなされていることについて判断するものです。

計画の内容によっては、定量的な表現が困難なものもありますが、可能なものについては、極力定量的に示すようにして下さい。定量的な表現としては、例えば次のものが想定されます。

《定量的な指標の例》

- ・ 一般的な経済効果指標
 : 地域の総生産額の増加、地域の雇用総数の増加 等
- ・ 国際物流関連の指標
 : 輸出入額の増加、コンテナヤードの回転率の増加 等

- ・ 教育関連の指標
：英検取得生徒数の増加、幼稚園の待機児童数の減少 等
- ・ 医療・社会福祉関連の指標
：不足ベット数の解消 等
- ・ 農業関連の指標
：耕作放棄地の減少、農家民宿滞在者数の増加 等

4) 基本方針3. (1)④iii)について

- ③ 3号基準(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)
構造改革特別区域計画が認定された場合に
- i) 規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
 - ii) 事業の実施スケジュールが明確であること
- が判断基準である。なお、構造改革特別区域計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、構造改革特別区域計画を認定することができる。

【解説】

特区計画の認定を受けた後、計画に基づく事業が確実に実行に移され、全国的な構造改革への波及、地域経済の活性化という特区制度の目標の実現に着実につながっていくことを担保するため、主体の特定状況と事業の実施スケジュールについて判断するものです。

第1に主体の特定状況の判断については、次のポイントが挙げられます。

- ① 規制の特例措置が成立するために特定することが不可欠な主体についての特定状況が対象であること。例えば、3歳未満児を幼稚園で受け入れる特例については、規制の特例措置を受ける主体としては幼稚園、幼稚園児(となる者)の両方が想定されますが、幼稚園を特定すれば、幼稚園児となる者が存在する蓋然性は当然に高いと言えるので、幼稚園のみが特定対象となります。
- ② 「特定されている」とは主体となる個人の個人又は法人が既に定まっていることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のものが挙げられます。

- イ 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況
- ロ 計画申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、間もなく特定されることが確実な状況
- ハ コンペやプロポーザル等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

いずれにしても、なお書きとの関係から見ても、認定後、一年以内に特定される見込みが高いと判断されることが必要となります。

- ③ なお書きでは「申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、構造改革特別区域計画を認定することができる」とされており、いわば「仮免許」を付与することを予定しています。これは、規制の特例措置が受けられることを担保した後でなければ、主体の誘致、勧誘を行うことが難しい場合があることに配慮したものです。この場合、1年以内に主体が特定されなければ、法第9条に基づき認定の取り消しが行われる可能性があることに留意する必要があるとあります。

次に、第2に事業の実施スケジュールの判断に当たっては、規制の特例措置の適用が開始された後、これに基づく事業が成立し、必要な成果が得られるまでのスケジュールが明確になっていることを求めるものです。必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や計画全体の構成により、適切なタイムスパンは異なるものであることから、計画を作成する地方公共団体が適切に判断することとなります。

2-2. 関係行政機関の長が行う同意について

関係行政機関の長が行う同意については、法第4条第9項に規定されており、その具体的な内容が基本方針3.(6)に記載されています。これらの内容について、以下に解説します。

<基本方針3.(6)>

(6)関係行政機関の長による同意の手続き

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった構造改革特別区域計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第9項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について当該規制所管省庁の長に対して文書にて同意を求めものとする。

同意を求められた規制所管省庁の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答^①を行うものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令等（以下「特例措置の内容等」という。）に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行う^②ものとし、規制所管省庁の長は、構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」^③及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令等（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、構造改革特別区域計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き同意^④をするものとする。

規制所管省庁の長が不同意をする場合には、構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置についてどのような部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。規制所管省庁の長が不同意と回答する場合には、内閣総理大臣は当該構造改革特別区域計画の認定を行う前に、当該構造改革特別区域計画を作成した地方公共団体及び規制所管省庁から事実の確認等を行い、所要の調整^⑤を図るものとする。

また、規制所管省庁の長は、同意する場合にあっては、当該構造改革特別区域計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件^⑥を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

【解説】

- ① 期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答
- ・ 関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の判断を行い、書面又

は電子メールにより、判断の結果を回答することとされています。

② 適合の判断は地方公共団体が行う

- ・ ここで地方公共団体が行うこととされている「適合の判断」とは、規制の特例措置を定める法律等又は通達等の規定内容と、当該特区計画に記載する規制の特例措置の内容との適合を判断することを指すものであり、具体的には「×××の要件に適合するものと地方公共団体が認めて申請し」と記載されている部分の要件への適合の判断等が該当します。

③ 別表 1 に定める「同意の要件」

- ・ ②で述べたように規制の特例措置の導入に当たっての要件は原則として地方公共団体が判断することとされており、関係行政機関の長が同意に当たって個別の規制の特例措置について特別に求める要件は極めて限定されています。基本方針別表 1 では、次の 2 つのものに限定されているところ です。

- イ 規制の特例措置に関して一定の手続きが実施されていることが定められている場合に当該手続の確認を行うもの
- ロ 保安規制関係で規制措置の特例を認める条件として、安全面で措置を求めている場合に当該措置の確認を行うもの

例) 高圧ガス保安法関連の特例措置に関して、水素ガススタンドにおいて保安統括者の選任を要しないこととする措置の代替として、水素ガスが漏れ出した際の自動遮断装置の設置がなされていることを確認

④ 特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き同意

- ・ 「明らかに反する」とは、客観的な事実を照らして反することを指します。特例措置の内容と「特例措置の内容等」との適合については地方公共団体が一義的に判断することとされていることから、地方公共団体の判断を尊重し、関係行政機関の長が行う判断は客観的な事実を照らした形式的なものに限定しているものです。

⑤ 地方公共団体及び規制所管省庁から事実の確認等を行い、所要の調整

- ・ 仮に、関係行政機関の長が客観的な事実を照らして不適合の判断をした場合には、当該規制の特例措置については認定の対象とすることはできませんが、関係行政機関の長の判断のみをもって直ぐに認定の不可の処理を行うこととはせず、地方公共団体、関係行政機関の長の双方から事実の確認等を行う等、内閣総理大臣が所要の調整を行うこととしています。

⑥ 「同意の要件等」に関する条件

- ・ 関係行政機関の長が同意に際して何らかの条件を付すことは不必要に行われてはなりません。例えば、上述した保安関係規制の特例措置の条件として安全面での措置を「同意の要件」として求める場合には、個別の事情に応じて措置の担保方法等について条件を付すことがやむを得ないものと認められる場合もあります。
- ・ そこで、③で述べたように極めて限定的に設定されている「同意の要件」に関するものについてのみ、条件の設定を容認することとしたものです。

第3章 認定申請手続きについて

3-1. 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、法第4条第1項に基づく内閣府令で定められることとなっていますが、予定されている書類は次のとおりです。

- ① 構造改革特別区域計画認定申請書（内閣府令で様式を規定）
- ② 構造改革特別区域計画（法第4条第2項で記載すべき事項を規定。また、内閣府令で様式を規定。）
- ③ 添付書類
 - イ 構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図
 - ロ 規制の特例措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
 - ハ 構造改革特別区域計画の工程表及びその内容を説明した文書
 - ニ 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要
 - ホ 法第4条第4項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
 - ヘ イからホに掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

法律等に基づく規制の特例措置と同様に、訓令又は通達により定められる規制の特例措置の適用を受けようとする場合、上記の書類と同様のものを用いることとします。具体的には、一つの特区計画で法律等に基づく特例と通達等に基づく特例を併せて記載することも、通達等に基づく特例のみの特区計画を作成することも可能となります。

また、認定された特区計画の変更の申請に際しては、

- ① 構造改革特別区域計画の変更の認定申請書
- ② 変更後の構造改革特別区域計画
- ③ 変更事項に係る添付書類（上記イからへのうち該当するもの。付録2. モデル添付書類参照）

を揃えて、申請することとなります。

3-2. 認定申請書類の作成要領

1) 構造改革特別区域計画認定申請書等

① 構造改革特別区域計画認定申請書

構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化計画の認定申請については、基本的に同時に受付を可能とし、認定手続きを一体的に進めることとしたことから、認定申請書類についても、個々の計画の場合のみならず、複数の計画を同時に出す場合に対応できるようにしています。

イ 構造改革特別区域計画のみの認定申請を行う場合

構造改革特別区域計画認定申請書	
	年 月 日
内閣総理大臣 殿	地方公共団体の長の氏名 印
構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の認定を申請します。	
注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます	

本申請書の記入に当たってのポイントは次のとおりです。

- i) 複数の地方公共団体が申請主体である場合、連名で記入すること。
- ii) 法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第5条に規定する措置」の文字を、法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消して下さい。

ロ 構造改革特別区域計画と同時に、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画の認定申請を行う場合、

(イ) 構造改革特別区域計画と地域再生計画を同時に認定申請する場合

構造改革特別区域計画及び地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について、認定を申請します。

注)・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

・特区計画の認定申請に関しては、構造改革特別区域法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

(ロ) 構造改革特別区域計画と中心市街地活性化基本計画を同時に認定申請する場合

構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、中心市街地活性化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注)・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

・特区計画の認定申請に関しては、構造改革特別区域法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

(ハ) 構造改革特別区域計画、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画の3計画を同時に認定申請する場合

構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画
認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について、並びに、中心市街地活性化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注)・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

・特区計画の認定申請に関しては、構造改革特別区域法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

② 構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書	
	年 月 日
内閣総理大臣 殿	
	地方公共団体の長の氏名 印
年 月 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び同法附則第 5 条に規定する措置に基づき、変更の認定を申請します。	
記	
1. 変更事項	
2. 変更事項の内容	
注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。	

本申請書の記入に当たってのポイントは次のとおりです。

- i) 複数の地方公共団体が申請主体である場合、連名で記入すること。
- ii) 「変更事項」には、3) の構造改革特別区域計画の記載事項のうち、1 から 8 までの事項及び別紙の 1 から 5 までの事項のうち、変更があるものについて記載すること。
- iii) 「変更事項の内容」には、変更事項ごとに、変更前と変更後を対比して記載すること。
- iv) 法第 6 条第 1 項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第 5 条に規定する措置」の文字を、法附則第 5 条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第 6 条第 1 項の規定及び同法」の文字を抹消して下さい。

③ 構造改革特別区域計画（本体）

構造改革特別区域計画	
1	構造改革特別区域計画の作成主体の名称
2	構造改革特別区域の名称
3	構造改革特別区域の範囲
4	構造改革特別区域の特性
5	構造改革特別区域計画の意義
6	構造改革特別区域計画の目標
7	構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
8	特定事業の名称
9	構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
別紙	構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

本計画の記入に当たってのポイントは次のとおりです。

- i) 「1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称」には、特区計画を作成し申請する地方公共団体の名称を記入すること。共同で申請する場合には、連名で記入すること。
- ii) 「2 構造改革特別区域の名称」には、「〇〇特区」と記述すること。た

だし、複数の計画を同時に認定申請する場合は、計画名称を一つにまとめることを可能にするため、「〇〇特区」以外の記述も可能とします。名称については、計画の内容を簡潔かつ端的に表現するものを任意に設定して下さい。

- iii) 「3 構造改革特別区域の範囲」には、特区の範囲を明示すること。文章で表現することが困難な場合には、「別紙による」とし、図面を添付しても結構ですが主たる場所は明示して下さい。特区の範囲の表現方法については、特区計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で紛れがないよう定めればよく、特に決まりはありません。
- iv) 「4. 構造改革特別区域の特性」には、当該地域において規制の特例措置を講じる必要性、すなわち自然的、経済的、社会的諸条件や他の地域と異なる取扱いをする必要性等特区の特性を簡潔かつ端的に表現すること。特区の特性については、特区計画の意義、目標、経済的社会的効果と連動するとともに、個別の規制の特例措置の内容との整合性にも関係することに留意して記述して下さい。
- v) 「5 構造改革特別区域計画の意義」には、基本方針1.(1)の内容と整合性をとりつつ、特区計画の意義を簡潔かつ端的に表現すること。この際、1号基準の判断に用いられることに留意して下さい。
- vi) 「6 構造改革特別区域計画の目標」には、基本方針1.(2)の内容と整合性をとりつつ、計画により、当該特区において実現されるべき経済社会活動の状態等特区計画の目標を簡潔かつ端的に表現すること。この際、1号基準の判断に用いられることに留意し、特区計画の経済的社会的効果と、適用される規制の特例措置やこれに関連する事業との相互の関連等、計画の全体像が明確になるように記述してください。
- vii) 「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」には、計画に定める個々の事業ごとの効果を列挙するのではなく、計画全体として期待される効果について記述すること。この際、可能な限り定量的な表現を用いることとし、定量的な指標の根拠を明らかにして下さい。根拠を示す書類については、「別添のとおり」として、添付しても構いません。

viii) 「8 特定事業の名称」には、当該特区計画で実施しようとする特定事業のすべての名称を記載すること。なお、事業の詳細は、別紙に記載することになっています。

ix) 「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」には、特定事業に関連して実施する事業（関連事業）の内容について記載すること。関連事業の記述の程度については、原則として、特区計画の意義、目標、効果との関係を考慮して、地方公共団体が必要と認める程度で構いません。なお、当然のことながら、関連事業を記述しなくても構いません。関連事業のほか、構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項があれば記載して下さい。

④ 構造改革特別区域計画（別紙）

別紙
1 特定事業の名称
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
4 特定事業の内容
5 当該規制の特例措置の内容
注 特定事業ごとに作成すること

別紙は、特区計画に記載する特定事業ごとに作成してください。別紙の記入に当たってのポイントは次のとおりです。

i) 「1 特定事業の名称」には、基本方針別表1に記載されている特定事業のうち該当するものの「番号」及び「特定事業の名称」を記載すること。

ii) 「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」には、当該規制の

特例措置の適用を受けられる者の範囲（当該者の属性、規模、所在地等）を記載すること。3号基準の主体の特定に留意して下さい。例えば、学校教育法の特例では、「特区内の幼稚園（の設置主体）」、「特区内の幼稚園のうち在園児が〇人以上のもの」、「特区内の幼稚園のうち〇〇町に所在するもの」、（特定の）「〇〇幼稚園」等の表現が可能です。

この場合、「〇〇幼稚園」と幼稚園を特定していれば主体の追加は計画の変更に該当しますが、「特区内の幼稚園」と記載し、当面、一部の幼稚園で特例措置を実施し、その後、他の幼稚園を追加しても計画の変更は必要ありません。（ただし、この場合は原則として、当面実施する幼稚園を5）の書類で明確にし、主体の特定を図ることとします。）

なお、規制の特例措置の適用を受けられる者の特定が求められている規制については、特定していただくことが必要です。

- iii) 「3 当該規制の特例措置の適用の開始の日」には、特区計画の認定後、規制の特例措置の適用を開始しようとする日を地方公共団体が実情に応じて任意に設定し、記載すること。すなわち、規制の特例措置が適用された後に行われる許認可や事実行為の開始の日を記載するものではありません。
- iv) 「4 特定事業の内容」には、規制の特例措置の適用を受けて実施される事業の具体的な内容として、事業に関与する主体、事業が行われる区域、事業の実施期間、事業により実現される行為や整備される施設等の詳細、その他の事業内容を明らかにするために必要な内容を記述すること。なお、個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、構造改革特別区域推進本部ホームページで明らかにしています。
- v) 「5 当該規制の特例措置の内容」には、当該地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠、基本方針別表1の「特例措置の内容」で定められている特区計画認定後に求められる通知等の手続の実施方法や「同意の要件」で定められている弊害の防止措置の内容等、規制の特例措置を適用するために必要な内容を記述すること。特に、2-2で記述しましたように、特例措置の内容への適合の判断は、地方公共団体が行うこととなっているので、個別規制毎に、適合性の判断の根拠を記述して下さい。単に、基本方針別表1や規制の特例措置を定める法律等の規定内容を転記するものではありません。なお、個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、構造改革特別区域推進本部ホームページで明らかにしています。

2) 添付書類

2-1) 構造改革特別区域計画のみの認定申請の場合

(他の計画も同時に申請する場合は、2-2)を参照。)

(1) 区域の図面

〔 構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図 〕

- ・ 特区の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。付録1のうちモデル添付書類の「地図A」又は「地図B」を参考にして下さい。
- ・ 2種類の図面が定められています。
 - イ 特区の範囲が市域、県域等の行政区と一致する場合は、単に行政区画を表示した図面で足りることとします。
 - 地図Aを添付
 - ロ 特区の範囲が市域、県域等の行政区と異なる場合は、行政区の一部を切り取って特区の範囲とする場合は紛れがないように、方位、縮尺、目標となる地物とともに区域を表示する図面も求めます。
 - 地図Aに加えて、地図Bも添付

(2) 工程表

(構造改革特別区域計画の工程表及びその内容を説明した文書)

- ・ 3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類の「工程表」を参考にして下さい。
- ・ ここには、各事業(関連事業を含む)ごとの工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにして下さい。
- ・ 工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文章でも記述して下さい。
- ・ 個別の事業の工程については、少なくとも、次の点について記述して下さい。
 - イ 当該規制の特例措置の適用が開始される日
 - ロ 特区計画の認定後に特例措置に基づく許認可が行われる場合には、当該許認可申請を行う見込みの日

ハ 特例措置に基づく事実行為が実際に開始される日

(3) イメージ図

(計画の全体像を示すイメージ図)

- ・ 構造改革特別区域計画の全体像が分かるように、取組の相互の関係や目標が明示された計画の概念図、具体例の分かる絵・写真等、取組の流れがわかるフローなどを組み合わせて表現して下さい。

なお、本資料については、ホームページ、パンフレット等により、構造改革特別区域計画の具体的な例として公表する場合があります。

(4) 実施主体の特定の状況

〔 規制の特例措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類 〕

- ・ 特区計画に記載される「規制の特例措置を受けようとする者」の内容を補完して、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類の「実施主体」を参考にして下さい。
- ・ ポイントは次のとおりです。
 - i) 既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載して下さい。
 - ii) 主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体の特定までのスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す特区内における同種の事業の実績等を記述して下さい。

(5) 関係者の意見

(法第4条第3項の規定に基づき聴いた意見の概要)

- ・ 意見を聴いた主体の名称、意見を聴いた日時、意見を聴いた方法、意見の概要、意見に対する対応について記載して下さい。

(6) 特定事業の実施予定者からの提案 (計画を作成する地方公共団体へのもの)

〔 法第4条第4項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要 〕

- ・ 提案を行った主体の名称、提案が行われた日時、提案の内容、提案に対する対応について記載して下さい。

(7) 同意要件に関する資料

(その他内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類)

内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した添付書類としては、原則として、基本方針別表1で「同意の要件」が設定されている特例措置に限って、次のものを認めています。

- ① 弊害を防止する措置としての安全確保策の安全性を立証するための実験データ、文献等
- ② 特区計画の認定申請として定められている事前手続きが行われたことを示す書類

2-2) 地域再生計画、中心市街地活性化基本計画と同時に認定の申請を行う場合

(1) 区域の図面、(2) 工程表及び(3) イメージ図については、P29～P30の(1)～(3)と同じ資料を添付して下さい。

ただし、(1)の区域の図面のうち、中心市街地活性化基本計画の認定申請を行う場合については、P29の(1)に加え、以下の要領に従った計画図を添付して下さい。

- ・ 原則、縮尺1万分の1程度の地図を添付して下さい。
なお、国土地理院観光の縮尺1万分の1の地図がある場合はそれを使用してください。その場合、所要の区域が複数の同地図を要する場合は切れ目なく貼り合わせたものとしてください。
- ・ 当該地に、中心市街地として指定する区域（区域の外周を黒い太線で示すこと）、基本計画に記載された個別事業等の行われる場所（事業毎に異なる色（黒、青及び赤以外の色を用いること。）を用いて点・線・面で示すこと。なお、色の使用については、別途個別の指示をする場合があります。）、主要な公共公益施設・商業施設の場所（公共公益施設については青い点・線・面で示すこと）等で示すことにより、事業等が一覧できるように図示して下さい。

(4) 構造改革特区関係の資料

P30～P31の(4)～(7)と同じ資料を添付して下さい。

(5) 地域再生関係の資料

構造改革特別区域計画と同時に、地域再生計画の認定申請を行う場合については、地域再生計画認定申請マニュアルに記載されている下記の資料を添付して下さい。

① 実施主体の特定状況

地域再生法第5条第3項第1号、第2号、第3号又は第5号に掲げる事項（地域再生税制、再チャレンジ支援寄附金税制、財産の処分の制限に係る承認手続の特例）を記載している場合には、事業主体の特定状況を明らかにすることができる書類

- ・地域再生計画に記載される「事業の実施主体」の内容を補完して、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。地域再生計画認定申請マニュアル総論の付録1の例を参考としてください。
- ・ポイントは次の通りです。
 - i) 既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。
 - ii) 主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体を特定するまでの手段やスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す実績等を記述してください。

また、個々の支援措置については、支援措置毎に添付資料が必要な場合がありますので、支援措置毎のマニュアル各論を参照して下さい。なお、主な支援措置に必要な添付書類の概要は以下の通りです。

② 事業の経済的社会的効果の根拠資料

地域再生法第5条第3項第1号、第2号又は第3号の事項（地域再生税制、再チャレンジ支援寄附金税制）を記載している場合には、各号に規定する事業の実施による雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度の根拠となる資料

i) 地域再生税制に係る資料

雇用機会の創出は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在するものであり、課税の特例措置を講じる意義として明確であると考えています。よって、課税の特例に関する記載事項として、特定の事業の実施による雇用機会の創出に係る具体的効果を求めており、当該記載の根拠となる資料を徴求するものです。そこで、計画に記載している雇用機会の創出に係る具体的効果の裏付けとなる資料を添付して下さい。

ii)再チャレンジ支援寄附金税制に係る資料

再チャレンジ支援の促進による区域内の高年齢者等の就業割合の変化は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在するものであり、課税の特例措置を講じる意義として明確であると考えています。よって、課税の特例に関する記載事項として、当該記載の根拠となる資料を求めます。そこで、計画に記載している再チャレンジ支援の促進による区域内の高年齢者等の就業割合の変化に係る具体的効果の裏付けとなる資料を添付して下さい。

③ 地域再生基盤強化交付金の整備区域等の図面

地域再生法第5条第3項第4号の事項（地域再生基盤強化交付金）を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

④ 財産処分を行う補助金等交付財産の所在場所の図面

地域再生法第5条第3項第5号の事項（財産の処分の制限に係る承認手続の特例）を記載している場合には、補助金等交付財産の所在を表示した図面（対象となる施設により添付書類が異なるため、必ず地域再生認定申請マニュアル各論を参照して下さい。）

申請された計画が認定された場合に、認定された計画をPRするため、以下の資料を作成して下さい。ホームページやパンフレット等で活用する場合があります。

⑤ 地域再生協議会における協議概要

地域再生法第5条第4項の規定により地域再生協議会における協議をした場合には、当該協議の概要

(6) 中心市街地活性化関係の資料

構造改革特別区域計画と同時に、中心市街地活性化計画の認定申請を行う場合については、中心市街地計画認定申請マニュアルに記載されている下記の資料を添付して下さい。

① 中心市街地の第1号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式2. [3] 関係）

当該中心市街地における小売商業、各種事業所、公共公益施設の店舗数、施設数、床面積等の割合が、他の地域と比較して高いことがわかるよう、

必要なデータ等を添付してください。加えて、当該中心市街地の商圈及び通勤圏の区域図、商圈人口及び通勤圏人口の推移がわかるデータがある場合には、これも添付してください。

② 中心市街地の第2号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式2. [3] 関係）

土地の利用状況や当該中心市街地における空き店舗数（又は率）、空き地面積の推移、事業者数や従業員数等の推移が分かるよう、必要なデータを添付してください。

③ 中心市街地の第3号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式2. [3] 関係）

④ 協議会等から聴取した意見（中心市街地の活性化に関する法律第9条第4項、基本計画様式9. [2] 関係）

⑤ 関係府省庁の長の同意に際して、関係府省庁から提出を求められている書類等

⑥ 市町村の推進体制を示す書類（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章1. (1)、基本計画様式9. [2] 関係）

⑦ （協議会が組織されている場合のみ）協議会の規約、構成員一覧、議事の概要（中心市街地の活性化に関する法律第9条第4項、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章1. (1)、基本計画様式9. [2] 関係）

⑧ 都市計画図

⑨ コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化について、公表されている市町村の方針等（市町村マスタープラン、総合計画その他当該自治体の開発・まちづくりに関する公式に採択された、若しくは公的機関で審議中の計画その他の政策文書、条例等）（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第10章及び第11章、基本計画様式10. 及び11. 関係）

⑩ 「客観的現状分析」「地域住民のニーズ等の客観的把握・分析」を申請

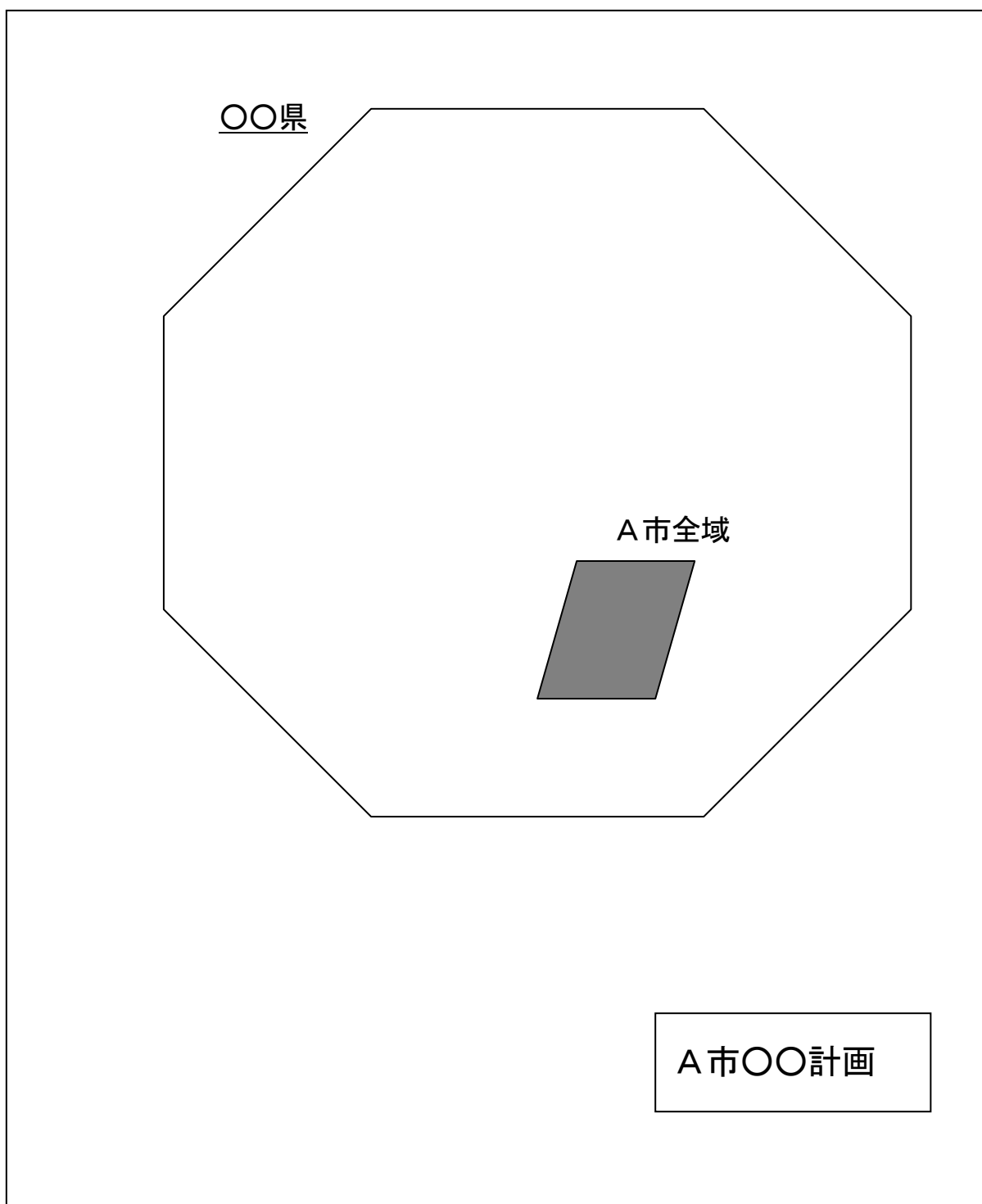
市町村において行った際に使用した主なデータ（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第 9 章 2. ①、基本計画様式 9. [3] 関係）

- ⑪ 現在中心市街地の区域内に立地している公共公益施設について、その移転計画がある場合は、当該計画に関する資料（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第 10 章、基本計画様式 10. 関係）
- ⑫ その他必要な書類

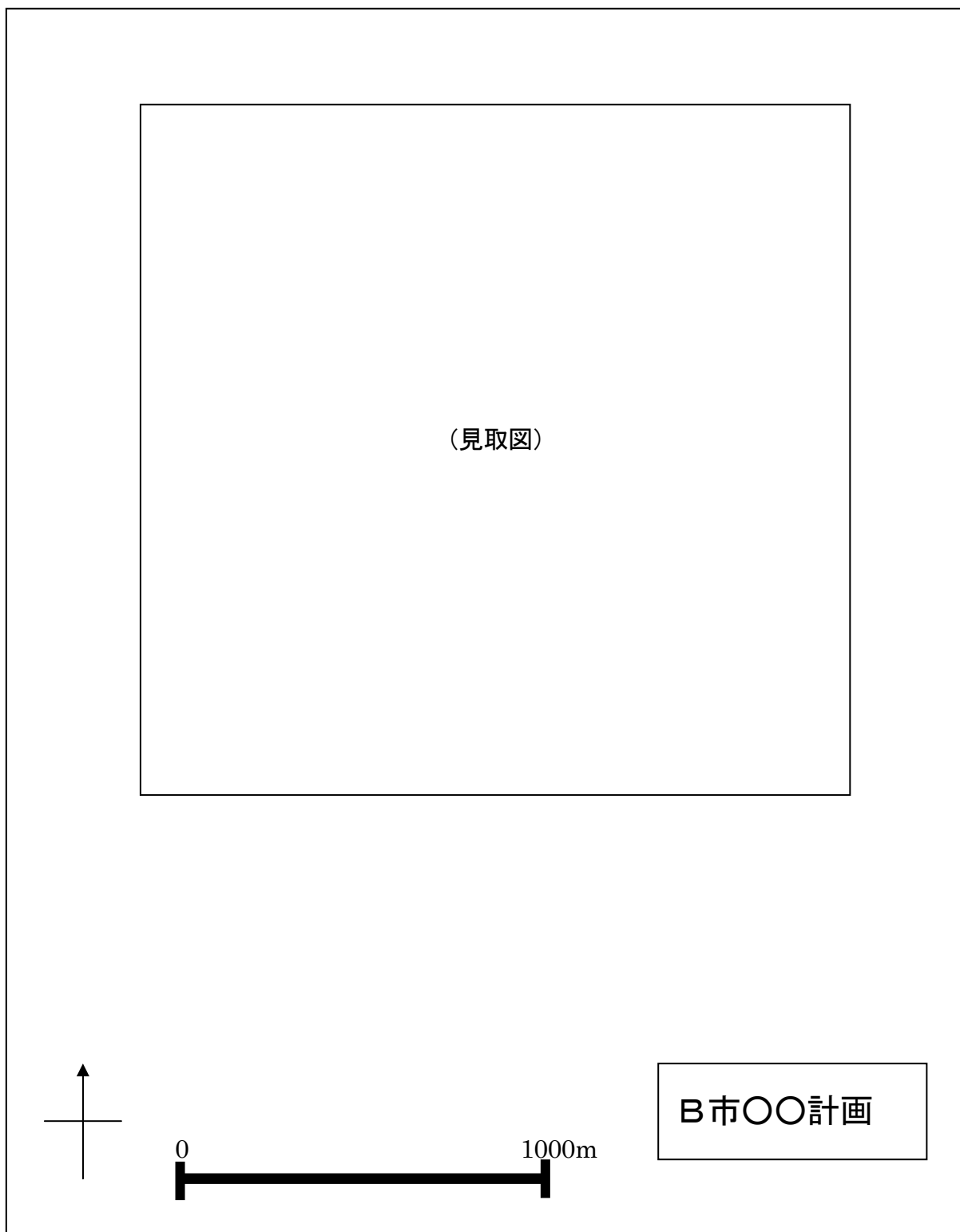
付録 1

モデル添付書類（例）

地図A 計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
（計画の区域が、県や市町村の全域の場合）



地図B 方位、縮尺、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図
(計画の区域が、市町村の区域の一部の場合)



実施主体の特定状況

② 主体が特定されていない場合

<p>これまでの調整状況</p>	<p>○年△月 ○○市特区構想検討委員会設置 ○年○月 △△関係事業者（○社）への意向調査 △ 社が参加意向を示す。 △年△月 同検討委員会提言 △△事業の事業者については、コンペで選定すべきことが提言された。</p>
<p>特定する方法</p>	<p>国内及び国外の△△関係事業者を対象に、コンペを実施する。 コンペの選定委員会委員 ○○（役職、委員長）、△△（役職）、××（役職）・・・ 予算：○○円</p>
<p>今後の予定</p>	<p>○年○～○月 コンペ参加募集 ○年△～△月 提案受付 ○年×月 選定委員会、審査結果の公表 →規制を受ける主体の特定 △年○月～ 事業開始</p>

工程表

区分	特定事業等の名称(番号)	H.20.4		H20.7	H20.8		H21.4			H25～
特定事業	特定農業者による濁酒の製造事業(707)	申請酒類製造免許 ○特例適用開		許取得酒類製造免 ○	び酒販売開製造及 ○		大許酒取得者製造の造免 ○			魅力ある○○の郷の形成
支援措置	道整備交付金の活用(A3001)	○林道及び町道の一体的整備 ・林道(○○線の開設) ・市道(△△線、□□線の整備) ・事業期間 平成20年度～平成24年度								
	補助対象施設の転用(A0801)	○改装工事		施設、流、都市農 設、地、市、村 運、域、研、交 営、活、修、活	旧○○小学校の廃校校舎・給食室を、NPO法人△△会により都市農村交流・研修施設、地域活動施設として利用					
	公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除(C0401)	○地方債の繰上償還の免除 ・△△小学校用地造成(義務教育施設整備事業 償還期限:平成○○年○月○日) ・△△小学校給食室(義務教育施設整備事業 償還期限:平成○○年○月○日) ・△△小学校校舎(義務教育施設整備事業 償還期限:平成○○年○月○日)								
関連事業	グリーンツーリズム推進事業	進区地勉ど視強ぶ察会ろ研・く修先特 ○		タイニ ー 確ス 保ト ラ 発 ク ○	アンケート調査の実施 関係団体による連絡会議 HP・広報・ケーブルテレビによる情報発信					
	人にやさしいまちづくり事業	小規模多機能型居宅介護事業の円滑な実施(平成19年度～) 障害者自立支援のためのアクションプログラム実施(平成19年度～平成23年度)								

注: 1)区分の欄の「特定事業」は、特区計画の特例措置を活用した事業
 2)区分の欄の「支援措置」は、地域再生計画の支援措置に係るもの
 3)区分の欄の「関連事業」は、特区計画及び地域再生計画以外の都道府県及び市町村の単独事業等

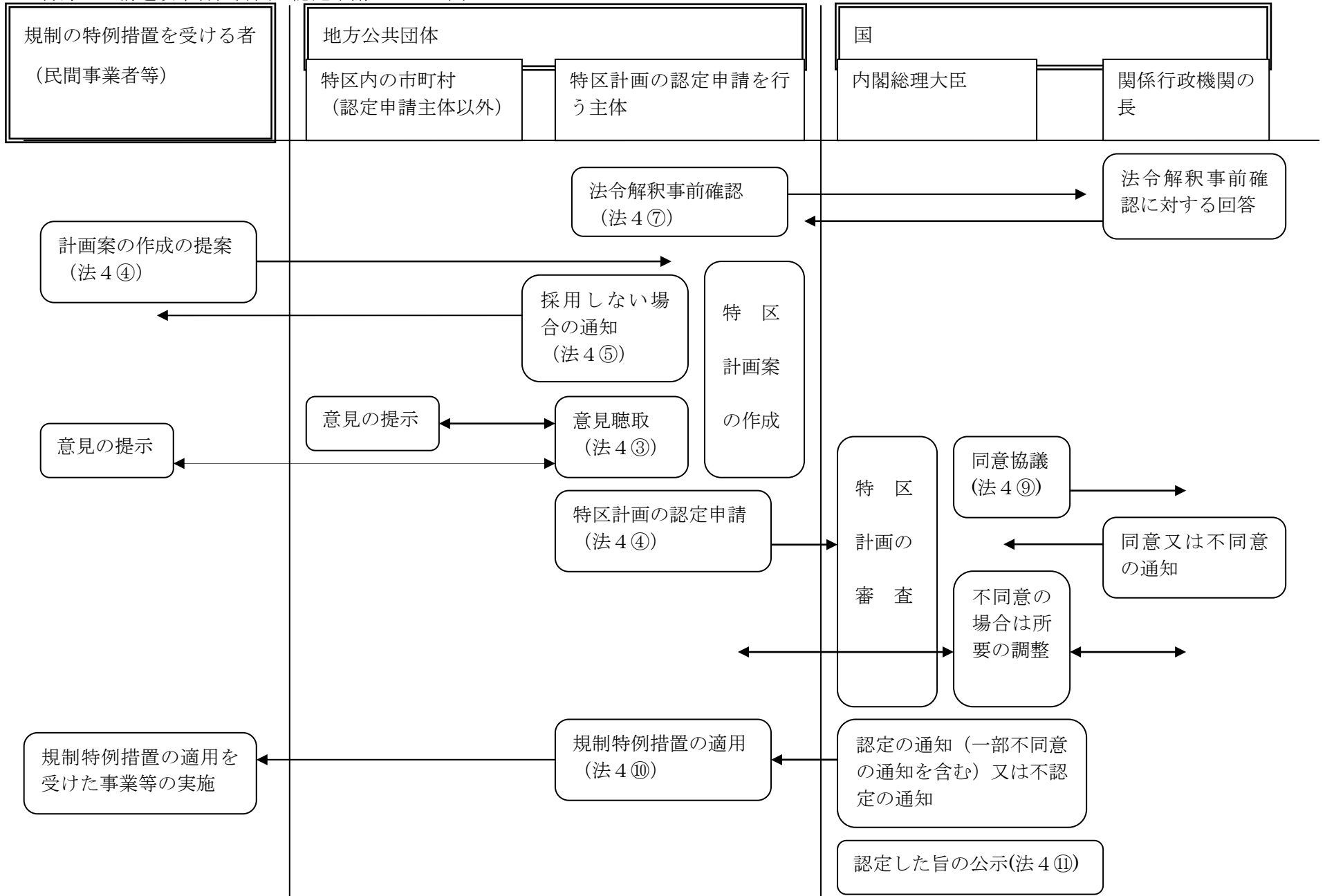
関係者の意見
(法第 4 条第 3 項の規定により聴いた意見の概要)

対象者	〇〇株式会社 (代表者 〇〇 〇〇) (住所：〇〇市△△町 ×－×－×)
意見を聴いた日時	〇〇年〇月〇日
意見を聴いた方法	△月△日に計画骨子案を提示し、〇月〇日に文書にて意見提出があった。
意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定事業については、〇〇だけではなく、△△も実施する方が地域活性化のために効果的 2. 特定事業の開始日を 6 ヶ月遅くすること
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. については、意見を踏まえ、△△事業も計画に位置付けた。 2. 6 ヶ月遅くすることは、効果が大きく減るので、対象者と調整し、骨子案から 2 ヶ月遅くし、×月から開始することとした。

特定事業の実施予定者からの提案
 (法第 4 条第 4 項の規定により踏まえた提案の概要)

提案者	学校法人〇〇〇 (代表者 〇〇 〇〇) (住所：〇〇市△△町 ×－×－×)
提案のあった日時	〇〇年〇月〇日
提案の方法	「〇〇教育特区」提案書の提出
提案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不登校児童生徒対象学校設置事業（仮称）の実施 2. 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業の実施 3. これらの事業者として、当該学校法人を位置付けること <p>.....</p>
提案に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意見を踏まえ、本事業を位置付けた計画を作成した。 2. 同上 3. 規制の特例措置を受ける主体については、市内に住所があり、本事業を実施してきた実績のある学校法人 3 団体とすることとし、計画に位置付けた。 <p>.....</p>

付録2 構造改革特区計画の認定申請のフロー図



付録3 特区計画の認定チェックリスト

番号	該当基準	根拠	チェックポイント(左欄に○又は×を記入)	対象申請図書
1	基本方針に適合するものであること	法4条8項1号		
1-1	構造改革の推進等の意義及び目標と合致していること		特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現するものであること。	・特区計画(5及び6ほか全体)
			地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につながるものであること。	・特区計画(5及び6ほか全体)
1-2	構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項と合致していること		法律・政省令、訓令又は通達で定められているところに適合すると認められる規制の特例措置が記載されていること。	・特区計画(8及び別紙) ・その他必要と認める書類
			地方公共団体が実現しようとしている目標の達成のために、必要不可欠な規制の特例措置が記載されていること。	・特区計画(6、8及び別紙)
			地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、構造改革特別区域の範囲の設定が妥当であること。	・特区計画(3、6、8、9及び別紙) ・構造改革特別区域の行政区域の図面又は付近見取図
			実施しようとしている事業の内容と講じる規制の特例措置とが整合していること。	・特区計画(別紙)
			民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。	・実施しようとする者からの提案の概要 ・実施主体等の意見の概要
2	当該計画の実施が当該区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること	法4条8項2号	計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が具体的かつ合理的に説明されていること。事業の性格に応じて、可能な限り定量的に示されるべき。	・特区計画書(7) ・関連事業を明らかにする書類 ・計画の工程表
3	円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	法4条8項3号	規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。	・特区計画(別紙) ・主体の特定状況を示した書類
			事業の実施スケジュールが明確であること。	・特区計画(別紙) ・計画の工程表
その他	特定事業について各省の同意が得られていること	法4条9項		・その他必要と認める書類

認定申請マニュアル

(各論)

101 特殊海岸地域交通安全対策事業

1. 特例を設ける趣旨

道路交通法による交通規制が行われていない砂浜等においても、地方公共団体が地域振興のためその安全を確保しつつ一般の道路のように自動車を通行させようとする場合には、都道府県警察が地方公共団体との連携の下に交通規制を行うものです。

2. 特例の概要

特区内に存する特殊海岸地域（路外走行用の仕様や装備を有しない自動車であっても円滑に通行可能で、かつ、道路交通法に基づく道路標識等による交通規制の実効性が確保される地理的条件を具備している砂浜等をいう。）の管理者たる地方公共団体が、地域振興のため当該地域を一般の自動車交通の用に供する場合において、当該自動車交通の安全と円滑を確保するため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県警察が地方公共団体と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

路面の凹凸や砂のたい積等によりオフロード車でないと通行できないような地域、縦横に広い形状であるなど交通整理が困難な地域等は、特例の対象とすることができません。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

104 公共交通利用促進事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の実情に応じた公共交通機関等の利用促進のため、地域住民やバス・タクシー事業者等の意見を広く聴きながら、地方公共団体と警察が連携し、交通規制に関わる事柄も含めた公共交通機関等の利用促進のための計画を円滑に策定、実施するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が公共交通機関等の利用促進を図るため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

201 研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、研究職員が、勤務時間内においても技術移転事業者の役員の業務に従事できるようにすることにより、試験研究機関等における研究成果を活用した民間事業への技術移転を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

2. 特例の概要

特区内に存する試験研究機関等の研究職員が人事院規則14-17に基づき技術移転兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に試験研究機関が特区内に所在することを明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

202 研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、研究職員が、勤務時間内においても研究成果活用企業の役員の業務に従事できるようにすることにより、試験研究機関等における研究成果の民間企業における活用を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

2. 特例の概要

特区内に存する試験研究機関等の研究職員が、人事院規則14-18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に試験研究機関等が特区内に所在することを明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

203 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、研究職員が、勤務時間内においても株式会社等の監査役の職務に従事することができるようにすることにより、研究職員が有する監査役の職務についての必要な知見の活用を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

2. 特例の概要

特区内に存する試験研究機関等の研究職員が人事院規則14-19に基づき監査役兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ監査役兼業に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に試験研究機関等が特区内に所在することを明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

409 地方公務員の臨時的任用期間の延長事業

1. 特例を設ける趣旨

構造改革特別区域において、地方公共団体が地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政を可能とするため、特例措置として、地方公務員の任用について、一定の場合に1年を超えた臨時的任用を認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が臨時的任用を行おうとする場合に、構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ後任が確保できない等の一定の要件の下に、採用した日から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 任用期間等

- ・ 1回の任期：6ヶ月以内
- ・ 任用期間：3年以内（更新回数制限なし）

(注) 既に地方公務員法第22条第2項又は第5項により臨時的任用されている者を、当該特例の臨時的任用として引き続いて任用する場合には、従前の任用期間と通算して3年以内となります。

(2) 特例が認められる場合

- ① 特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時的任用の任期（最大1年）満了後に必要な資格を有する後任が確保できない場合

例えば、保育業務等の需要が一時的に増大した場合、保育士といった専門職を必要だけ配置しようとする場合に、資格職ゆえに人材が必ずしも確保できない場合等が想定されます。

- ② 実務に従事させることを通じて、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合に、1年を超えた臨時的任用が必要なとき

特定分野における人材の育成を進めている場合で、一時的な従事であることから、正式任用には馴染まないような場合が該当します。例えば、臨床研修が義務づけられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合等が想定されます。

- ③ 特区における事務事業の見直しに応じた一時的な組織又は定数の改廃等に対処する場合に、1年を超えた臨時的任用が特に必要なとき

事務事業の見直しを計画的に推進するにあたり、業務量が一時的に変化するよう

な場合に、正規職員の増減による対応によることなく、効率的かつ機動的に対処するような場合が該当します。例えば、特定の地域において保育業務等の需要が急増するような場合、当該地域内における比較的余裕がある他の部門の組織や定数の改廃等と合わせて臨時的任用を弾力的に活用することにより、地域住民のニーズに効率的かつ機動的に対処するような場合等が想定されます。

(3) 更新時の取扱い

更新しようとする場合、上記(2)の①～③(構造改革特別区域法第24条第1項各号)に掲げるいずれかの要件に該当していなければ更新することができませんので、更新の都度、要件に合致しているかについて確認する必要があります。

(4) 適正な実施を確保するための措置

当該特例の臨時的任用においては、任用期間が最大で3年まで延長されますので、任命権者が自発的に臨時的任用が適正に実施、運用されることを確保するための必要な措置を講ずることとしており、具体的には、以下のような措置が考えられます。

① 今般の特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

臨時的任用職員については、職員定数の規定が適用除外(地方自治法第172条第3項)されているところですが、任用期間が延長されることから、適正な運用の確保、住民への説明責任という見地から、対外的に分かるような形で今般の特例に係る職員数を管理、公表することが考えられます。

② 職員の分限に関する条例案の提案

地方公務員法第22条第2項等に基づく臨時的任用職員については、同法第28条等の分限の規定等は適用されませんが、今般の特例においては、任用期間が延長されることから、身分保障の見地から、臨時的任用された職員の分限について条例で定めることができるとする地方公務員法第29条の2第2項に基づき、本特例により臨時的任用された職員について、この分限に関する条例を定めることが考えられます。

③ 資格要件の制定

資格要件について、人事委員会を置く地方公共団体においては人事委員会はこれを必要に応じて定めるものとしておりましたが、同様に人事委員会を置かない地方公共団体においても、採用しようとする職の適格者を得るための資格要件を任命権者が定めることが考えられます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

構造改革特別区域計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に特に記載する事項は次のとおりです。

(1) 構造改革特別区域法第24条第1項各号に掲げる要件に該当すると判断した根拠を示す、例えば以下のような内容

○1号要件の場合

- ・任用しようとする職が資格要件を必要とする職であること
- ・当該地域の人材の需給状況等により後任の確保が困難であること等

○2号要件の場合

- ・当該特定分野の人材の育成と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

○3号要件の場合

- ・事務事業の見直し、職制又は定数の改廃等の状況と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

(2) 構造改革特別区域法第24条第6項に基づく必要な措置の内容

- ・臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために任命権者が講ずる措置の具体的内容（講ずる措置に係る計画でも可）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- ・上記4.(2)に記載する必要な措置が既に講じられている場合は、例えば条例、規則の写し等、その内容が確認できる資料
- ・人事委員会が既に当該任用に係る資格要件を定めている場合は、規則の写し等、その内容が確認できる資料

4 1 2 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業

1. 特例を設ける趣旨

都道府県において、事務処理特例条例によって市町村（特別区及び都道府県の加入しない広域連合を含む。以下同じ。）に事務を移譲した場合に、経由を含めた一切の事務を行う必要がなくなることにより、都道府県の事務について大きな合理化効果が期待されます。また、このような場合、国・地方を通じた行政事務の合理的かつ円滑な処理にも資すると考えられます。

2. 特例の概要

都道府県が、事務処理特例条例を定めることにより、都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村において処理することとしている場合で、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときに、当該特定の事務に関し当該市町村が行うこととされる国の行政機関との協議又は国の行政機関への申請等について、都道府県を経由せず行うことができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1)「都道府県知事の権限に属する事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」については、この要件が満たされない場合に、都道府県による経由を行わないこととしても、都道府県には引き続き自ら処理する事務が残り、大きな合理化効果は期待できないものと考えられますので、事務のすべてを市町村が処理することが必要です。

なお、「都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」とは、都道府県内のすべての市町村が事務を処理することとなる場合だけでなく、仮に事務が移譲されたとしても当該事務を処理することがない市町村（例：港湾に係る事務の移譲を行う場合の海に面しない市町村）以外のすべての市町村が事務を処理することとなる場合も含まれます。

(例) A県に計5市が存在する場合の考え方

①本事業が想定しているケース

都道府県の権限に属するある事務を5市すべてが処理することとなり、A県が引き続き経由を行う場合、適切に経由事務を処理するため必要となる相当程度の専門知識等の蓄積を必要とするが、5市すべてに係る経由を行わないこととすれば、こうした蓄積を行う必要がなくなり、大きな事務の合理化効果が期待できる。

②本事業の対象とならないケース

当該事務を4市が処理することとなるケースでは、A県は4市に係る経由を行わないこととしても、残りの1市に係る事務を自ら処理することから、引き続き相当程度の専門知識等の蓄積を要し、大きな事務の合理化効果は期待できない。（逆に、引き続き経由を行うこととしても、経由を行わない場合に比して追加的な専門知識の蓄積等の必要性は小さい。）

(2)「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない」ことについては、都道府県を経由することが

①国の便宜を図ること

②都道府県に必要な事実を承知させ併せて意見を徴すること

といった「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行」のために必要である場合、地方自治法第252条の17の3第3項の適用除外を認めることは適当ではなく、こうした場合に該当しないことが必要となります。

(想定される支障事例の3つの類型)

①市町村と国の協議等の件数が多大であるため、都道府県が経由しないことにより、国の事務が多大となり事務の適正な遂行ができないケース

②市町村と国の協議において、都道府県が経由しないことにより都道府県による意見の添付がなく、このため国（又は市町村）が適切な判断ができず（あるいは国（又は市町村）が都道府県の意見を求めることにより事務が多大となり）、事務の適正な遂行ができないケース（市町村からの申請のケースも同様）

③都道府県が経由しないため、市町村と国の協議等の内容を把握できず、都道府県における、それに関連する事務の適正な遂行ができないケース

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

(1) 特区計画の認定申請者

特区計画の認定申請を行えるのは、原則として都道府県に限ります。ただし、都道府県とその事務を処理する市町村が連名で申請を行うことはできません。

(2) 構造改革特別区域の範囲

特区計画の区域の範囲は、原則として当該都道府県の全域とします。ただし、将来的にも移譲し得る当該特例の事務が想定されない市町村の区域を除

くことができます。

(3) 市町村の意見聴取

本特例措置の認定を受けるにあたっては、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、都道府県は関係市町村の意見を聴かなければなりません。なお、関係する市町村からの意見には、計画が「円滑かつ確実に実施されると見込まれ」ないと考えられるような特段の問題が示されていないことが必要です。仮にそのような意見が出されている場合には、当該問題を解消するための措置を記述する必要があります。

(4) 認定申請の時期

特区計画の認定申請が可能となる時期は、認定（予定）日において、当該廃止しようとする経由事務に係る本体事務について事務処理特例条例が施行されることが確実であると見込まれることが要件となります。具体的には、認定申請までに、当該条例が公布されているか、または都道府県議会で議決されていること等が必要となります。

(5) 当該規制の特例措置が適用される個別の事務とその開始の日

特区計画の別紙に、事務処理特例条例名、施行（予定）日、公布（予定）日を示した表並びに対象となる個別の事務ごとにその経由事務の廃止時期（特例措置の適用開始時期）、事務の移譲時期及び適用除外される市町村を示した表を作成して下さい。

(例) 事務処理特例条例の日程を示す表

事務処理特例条例名	施行（予定）日	公布（予定）日	備考
〇〇条例	〇〇年〇月〇日 （予定）	〇〇年〇月〇日 （予定）	

(例) 当該規制の特例措置の適用の開始の日を示す表

条例による事務処理の特例の結果、〇〇県に代わって、市町村が国の行政機関と行うものとする協議又は許認可に係る申請等	事務の移譲時期	経由を廃止する時期（適用開始日）	除外される市町村	備考
--	---------	------------------	----------	----

〇〇法第〇条の規定により〇〇大臣に対して行う〇〇の協議	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 4月1日 (予定)	—	
〇〇法〇〇令の規定により〇〇大臣が行う許可についての申請	〇〇年 1月(予定)	〇〇年 1月(予定) (※1)	〇〇市 〇〇町 〇〇村	(※1) (※2)

(※1) 経由を廃止する年月日を事前に確定できない場合は、当該時期を特定できる関連情報を備考欄に記載してください(例:「認定の日以降、経由事務に係る本体事務に関する事務処理特例条例が施行される日」)

(※2) 全市町村を対象として移譲しない事務については、適用が除外される市町村へ移譲しうる事務が当面想定されない理由を備考として記載して下さい。

(6) 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用することにより

- ①都道府県の事務についてかなりの合理化効果が期待できること
- ②移譲する事務の趣旨、処理方法及び量等に照らし、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを明記して下さい。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

以下の書類を添付して下さい。

- (1) 市町村から聴取した意見の概要(特区法第4条第6項に基づくもの)
- (2) 事務処理特例条例の写し
- (3) 個別の事務ごとの申請、協議等の過去5年間の各年の件数
- (4) 工程表(4.(5)の日程を示すとともに、今後追加が予定されている事務等があれば記載)
- (5) 調整する方法(市町村から意見があり対応を要する場合の措置等)

また、参考資料として、以下の書類も添付して下さい(認定に必須の書類ではありませんが、経由事務廃止後の申請、協議等の事務の円滑化を図るために可能な限り添付して下さい)。

- (1) 各市町村担当課、連絡先(電話番号等)一覧
- (2) 関係省庁の担当課、連絡先(電話番号等)一覧

※関係省庁の担当課については、対象となる事務が国の出先機関を経由する場合は、出先機関の担当課として下さい。

6. その他

(1) 認定申請前の準備

認定にあたっては、事務を所管する省庁と十分な調整をする必要があるため、本特例措置の認定申請を予定している場合は、できる限り早めにご相談ください。

(2) 関係市町村への通知

都道府県知事は、本特例措置の計画認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければなりません（特区法第15条第2項）。関係市町村が、認定された計画の具体的内容を通知されることにより、国との協議等の事務の円滑化が図られます。

(3) 計画変更の手続

本特例措置が適用される事務を追加する場合は、随時変更で申請できます。

4 1 3 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業

1. 特例を設ける趣旨

救急需要の増大にともない救急隊の出場件数が増加傾向にある中、地域によっては、軽症事案を取り扱い中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れるなどの事例が発生しています。このため、構造改革特別区域として救急隊の編成の基準について特例措置を設けることにより、救命率の向上を図るものです。

2. 特例の概要

原則として、救急隊は、救急自動車 1 台及び救急隊員 3 人以上をもって編成すべきとされていますが、構造改革特別区域においては、当該区域内に設置された消防機関が、

- ①緊急通報受信時における傷病者の緊急度・重症度の適切な識別
- ②救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人により出動し、救急現場において不測の事態が生じた場合における、あらかじめ定めた基準及び要領に基づく 3 人以上の救急隊員による速やかな措置
- ③通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による、通信指令員及び救急隊員に対する指導または助言

を行うことができる体制を確立していることを要件として、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合には、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人による救急隊の編成を可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1)「緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的且つ自動的に識別するための仕組み」及び「通報を受けた時から出動するまでの手順」の作成にあたっては、地域メディカルコントロール協議会などとも協力・連携し、緊急度・重症度の高い傷病者を低いものと誤認するリスク（アンダートリアージ）を極小化するなど十分な検証及び分析を行った上で、当該仕組み及び手順（プロトコル）により、迅速かつ的確に傷病者の緊急度・重症度を判断できることが必要です。

（参考）「救急業務におけるトリアージに関する検討会 報告書」

（平成 19 年 3 月）

(<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/190412-2/190411houdou.pdf>)

- (2) 「救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人で出動することにより、傷病者を搬送する上で危険を生じるおそれがあると判断する場合については、適用しない」とは、本特例は、消防法施行令第 44 条第 1 項ただし書に基づき、救急業務の実施に支障がない場合について定めるものであることから、例えば、交通量が特に多く交通事故が多発する高速道路や一般自動車専用道路など、傷病者を搬送する上で医学的な問題以外の事情により危険が生ずると考えられる場所への出動する場合については、地方公共団体の適切な判断により、原則どおり、救急自動車 1 台及び救急隊員 3 人以上で出動することとするものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

(1) 特区計画の認定申請者

特区計画の認定申請を行うことができる地方公共団体は、市町村又は地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 284 条第 1 項の一部事務組合もしくは広域連合であって、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 9 項による救急業務を実施する地方公共団体（すなわち、役場や消防団が救急搬送業務を実施する場合や委託常備市町村を除く。）に限ります。

(2) 構造改革特別区域の範囲

特区計画の区域の範囲は、原則として、認定に係る地方公共団体の全域とします。ただし、傷病者の搬送先である医療機関その他の場所が構造改革特別区域外であっても、構造改革特別区域内に設置された消防機関が搬送を行う場合については、同様に特例措置の適用を行うことができます。

(3) 特区計画の意義及び目標

本特例措置を活用することにより、

- ①認定を受けた地方公共団体が設定する構造改革特別区域において、救命率の向上が期待できること
- ②特例措置の適用により他の部隊に配置となった救急隊員の効果的な活用が図られること

を記載してください。

また、本特例措置の活用が救急業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがな

いことを明記した上で、従来の体制からの改善点及び達成目標を記載してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

地方公共団体が設置する消防機関が、基本方針の別表1「特例措置の内容」に示す(1)～(3)の要件に適合することを証する書類を添付してください。

- ①緊急通報受信時に傷病者の緊急度・重症度の識別(トリアージ)を体系的かつ自動的に行う仕組みの仕様、当該仕組みの有効性を示す検証結果又は報告書及び当該仕組みに採用されているトリアージ基準などの書類
- ②通報を受けた時から出動するまでの手順を示した要綱などの書類
- ③救急現場において不測の事態が生じた場合に3人以上の救急隊員により対応する際の手順などを定めた活動基準及び運用要領などの書類
- ④通信指令業務を行う施設に常駐し対応する医師の勤務体制及び活動体制などについて記載した書類

また、参考書類として、地方公共団体において、本特例措置による救急業務の実施に関し、その適正な実施を確保すべく条例で措置を講じる場合は、当該条例(案)の写しを提出してください。

その他、認定に必須の書類ではありませんが、地方公共団体において発行している広報誌などについても、特例措置の適用に伴う住民への周知を確認するために可能な限り添付してください。

6. その他

認定にあたっては、現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認されることなどを精査する必要があるため、認定申請を予定している場合は、できる限り早めにご相談ください。

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

1. 特例を設ける趣旨

外国人研究者等海外からの頭脳流入の拡大により経済活性化を図る地域において、当該地域における特定事業等に係る外国人の受入れにあたり、当該外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理する措置を講じることにより、当該地域における高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

特区において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請等の入国・在留に係る申請について、審査を担当する地方入国管理局において特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する措置を講じるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

● 「特例措置の内容」について

特区計画において明示された特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人及びその家族について、入国・在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請）を受け付ける窓口を設け、他の案件と区別して迅速に処理する措置を講じるものです。

● 「他の特定事業と併せて実施されること」について

本事業は、他の特定事業を促進するための従属的事業であることから、単独で行うことはできず、主となる他の特定事業と併せて実施されることが必要です。よって、主となる特定事業が全国展開等により消滅した場合には、その措置が実施された日（全国展開の場合は、全国展開に必要な法令等の施行日）をもって、本事業は適用されないこととなります。

主となる他の特定事業とは、外国人の受入れに係る特定事業（例えば、501～503、506等）に限られませんが、本事業や505のような、他の特定事業を促進するための従属的事業を、主となる特定事業として位置付けて本事業を適用することはできません。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4. 特定事業の内容」の欄に、外国人が活動する公私の機関及び施設の概要を明らかにする情報並びに外国人の活動の内容を明示すること。
- ・ 特区計画の「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業に関連する事業」に、当該関連事業の内容、実施主体、開始の時期、特定事業との関連性及び当該関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人の範囲を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

505 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

1. 特例を設ける趣旨

構造改革特別区域内における特定事業又はその関連事業における我が国への貢献がある外国人について、永住許可の要件緩和の特例措置を講ずることにより、かかる外国人の長期在留を促進し、これによって地域の活性化等に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、永住許可の要件について、求められる在留実績が10年以上から5年以上に短縮されているところ、特区の特定事業又はその関連事業に係る外国人で当該事業において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績を3年以上に短縮する措置を講じるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

● 「特例措置の内容」の「我が国への貢献」について

永住者の在留資格は在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、永住許可については特に慎重な審査を行う必要があるところですが、特定事業に係る活動を通じて地域社会の活性化に貢献する等、対象となる外国人が日本社会に永住することが日本国にとって有益であるかどうかという観点から、個々の申請について判断することとなります。

● 「他の特定事業と併せて実施されること」について

本事業は、他の特定事業を促進するための従属的事业であることから、単独で行うことはできず、主となる他の特定事業と併せて実施される必要があります。よって、主となる特定事業が全国展開等により消滅した場合には、その措置が実施された日（全国展開の場合は、全国展開に必要な法令等の施行日）をもって、本事業は適用されないこととなります。

主となる他の特定事業とは、外国人の受入れに係る特定事業（例えば、501～503、506等）に限られませんが、本事業や504のような、他の特定事業を促進するための従属的事业を、主となる特定事業として位置付けて本事業を適用することはできません。

4. 特区計画及び添付図書に特記すべき事項

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、外国人が活動する公私の

機関及び施設の概要を明らかにする情報並びに外国人の活動の内容を明示すること。

- ・ 特区計画の「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業に関連する事業」に、当該関連事業の内容、実施主体、開始の時期、特定事業との関連性及び当該関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人の範囲を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業

1. 特例を設ける趣旨

特定の地域においては、特定の産業について、中小企業等が当該産業に係る技術保有の主体となっている場合があるため、中小企業等が外国人研修生の受入れ機関となる場合の受入れ要件につき特例措置を設けることにより、発展途上国等の人材の育成の促進に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

研修生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該業種が当該地域における主な産業である地域において、当該業種に関する研修生派遣国との間の密接な経済交流、受入れ機関（企業、公益法人等）の特定、当該受入れ機関における適正な研修の実施の実績、当該地域の雇用状況への配慮、研修生の帰国後の就業状況の確認等を前提に、受入れ人数枠を拡大する特例措置を講ずるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- 1の「外国人に対する研修が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められているものに限る」について

法務省入国管理局が作成する「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（以下、「指針」という。）の「第5 不正行為」に掲げる不正行為及び不正行為に準ずる行為（以下、「不正行為等」という。）がないことや、直近の3年間に研修生又は技能実習生（以下、「研修生等」という。）が失踪若しくは不法残留した事例がないことを意味しています。

なお、上記「不正行為等」の類型、具体的な事例等については、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を参考にしてください。

(<http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/index.html>)

- 1(1)の「研修生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が、当該地域の主たる産業であること」について

「相当程度」の「集積」とは、当該業種の事業所が集まり、それにより当該産業に係る産業エリアを形成していることが認められるような状況を想定しています。

- 1(4)について

全国及び当該特区が属する都道府県の有効求人倍率と当該特区を管轄するハローワークの有効求人倍率の両者の比較により判断します。なお、当該特区が複数の地方公共団体に及ぶ場合であって、当該特区が複数のハローワークの管轄に属する場合は、当該ハローワークの有効求人倍率の平均によって下さい。

● 2について

「外国人研修生を受入れようとする機関」には、第1次及び第2次受入れ機関の双方を含みます。

本特例措置の適用対象となる研修生受入れ機関は、1の「外国人に対する研修が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められているもの」に限られていることから、当該機関を特定する場合には、地方公共団体において十分に研修の実施状況等（過去3年間の研修実施状況を含む。）を調査、確認し特定する必要があります。

なお、地方公共団体は、特定された受入れ機関（以下、「特定機関」という。）に対して、地方入国管理官署等関係機関（注）と連携して特定機関の運用状況を把握し、その結果、特定機関において不正行為等が判明した場合、地方公共団体は、直ちに、当該事例の詳細を把握して地方入国管理官署等関係機関及び構造改革特区担当室に報告し、できる限り速やかに、特定の対象から除く等の必要な措置を講じることが必要になります。

※ 詳細については、「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業」の適正な実施について」（平成19年7月10日付法務省入国管理局入国管理企画官室事務連絡）を参照下さい。

（注）「地方入国管理官署等関係機関」とは、地方入国管理官署のほか、労働基準監督署、警察署といった関係機関を指します。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、
 - ①特定機関及び施設に関する情報（名称、所在地のほか受入れ機関の概要）
 - ②特定機関、地方入国管理官署等関係機関などとの間の連絡体制具体的には、
 - ・ 特定機関に係る運用状況を把握する取組
 - ・ 特定機関において不正行為等や研修生等の失踪若しくは不法残留事案

が発生したことが判明した場合、直ちに、当該事例の詳細を把握して地方入国管理官署等関係機関及び構造改革特区担当室に報告するための体制 など

③本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について、特定機関に対して、周知徹底を図る取組

を具体的に明示すること。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、基本方針別表1の1.(1)から(4)に該当することを判断した根拠を示す内容を明記すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし。

510 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

1. 特例を設ける趣旨

官民協働の運営や地域との共生を図ることにより、「国民に理解され、支えられる刑務所」を目指すこととしておりますが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律には、民間委託を可能とするための根拠規定等が設けられていないことから、施設の警備や被収容者の処遇の一部等の事務を民間に委託することができません。

そこで、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例措置を設け、刑事施設の事務の民間委託を推進することにより官民協働の運営を実現するとともに、地方公共団体においても、刑事施設の業務が大幅に民間委託されることにより、構造改革特別区域における新たな雇用が生み出される機会が増えるなど、地域の活性化にもつながることが期待できるものです。

2. 特例の概要

本措置は、施設の警備や職業訓練などの被収容者の処遇の一部を、一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とするとともに、守秘義務、みなし公務員規定、監督規定など、事務を円滑かつ適正に実施するための所要の規定を設けるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し」とは、刑務官に代わり、武器や戒具を使用する権限を有さない民間職員によって施設の警備や被収容者の処遇などの業務が行われることにより、施設の規律秩序の維持に支障を生ずるリスクが高まり、ひいては地域の公共の安全に支障を生ずるおそれがあるところ、特例措置を講ずるに当たって、その支障を除去するために、地域の公共の安全の確保に責務を有する関係機関や周辺住民等の理解と協力が不可欠と考えたものです。
- (2) 「将来にわたるその安定的な運営」とは、“迷惑施設”である刑事施設においては、改築等に際しての移転問題が付きものであり、構造改革特区制度を活用することで、地域の役割を制度として位置付けることは、将来にわたり安定的な運営を確保する上で極めて有益であることから、これを要件とする趣旨です。
- (3) 「構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する」としたのは、地方公共団体が、不適正な事業者等を把握し、適切な情報提供等の協力が期

待できるよう、受託者の範囲を限定したものです。

区域内に事務所又は事業所が所在する法人に限って、業務が委託されることとなれば、①地域の経済活動が活性化するとともに、②新たな雇用が生み出される機会が増えるなど、地域経済の活性化にもつながることが期待されるほか、地方公共団体にとっては、受託者に対する地方税の課税主体となることから、法人住民税、事業税などの税収入が増加することが期待されます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例特区計画及び添付書類の記載に当たっては、以下の事項に留意願います。

- (1) 当該特区内に、地域の公共の安全の確保に責務を有する関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることや、周辺住民等の理解と協力が得られているなど、刑事施設の運営に民間事業者が参画しても事務の適正な遂行に支障を及ぼすことがないことがわかるように記載すること。
- (2) 原則として、本特例措置の適用を受けることを想定している事業者について、①法人名及び所在地、②委託を受けて行おうとしている事務の範囲について記載すること。ただし、①が特定していないが、将来特定される見込みが高い場合には、主体を特定するためのスケジュールなどを記載すること（なお、その際の主体の記載例としては、「当該入札手続の落札者（〇〇年〇月決定見込み）によって設立された特別目的会社」など）。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

5 1 1 ・ 9 2 9 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業

1. 特例を設ける趣旨

刑事施設には、被収容者への医療を提供するために病院等を設けていますが、医師の確保については、常勤の医師はもとより、非常勤の医師についても、その採用が困難な状況です。

そこで、病院等の管理を公的医療機関開設者等に委託することを可能とすることにより、被収容者に対する医療体制の充実を図るとともに、病院等に診療設備を地域住民への医療を提供するために利用することを可能にすることにより、地域医療が充実し、地域の活性化が図られることが期待できるものです。

2. 特例の概要

国が刑事施設内に設置した病院等の管理を公的医療機関開設者等に委託するとともに、地域住民に対する医療を提供するため、当該公的医療機関開設者等が刑事施設内の診療設備等の利用を可能とするための所要の規定を設けるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 受託者を「公的医療機関開設者等」と限定したのは、公的医療機関は、公的な性格が強く、医療機関を安定的に経営することができる基盤を有するためであり、このような医療機関に限り、被収容者への医療の提供を委託し、更にその場合に限って、被収容者への医療の提供に支障のない範囲で、地域住民への医療サービス提供のために診療設備等の利用を認めるものであれば、刑事施設の適正な運営に支障を生じるおそれは少ないと考えたためです。

(2) 「被収容者の診療に支障のない範囲内で」とは、刑事施設内の病院等は、本来、当該施設に拘禁されている被収容者に対して適切な医療を提供することを目的とするものであり、診療設備等の地域医療のための利用はこれに支障のない範囲とする必要があることから、その旨の限定を付すものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例特区計画及び添付書類の記載に当たっては、以下の事項に留意願います。

(1) 管理を受託する公的医療機関開設者等については、その名称、刑事施設に配置する医師等の数及び対応可能な診療科目を記載すること。

(2) 刑事施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させる

場合には、原則として、診療科目及び診療時間を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

5 1 2 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

1. 特例を設ける趣旨

外国企業の職員が支店等の開設準備を行う場合の受入れ要件について特例措置を設けることにより、外国からの投資拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

2. 特例の概要

外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化が見込まれる地域において、外国企業に対し、地方公共団体が助成の対象として特定の施設を指定し又は地方公共団体等がその賃借している施設を転貸し、当該外国企業が、当該施設を事業所として使用する場合には、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- 1の「当該外国人が稼働する外国企業に対し地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設」について

地方公共団体等とは、地方公共団体及び第三セクター（地方公共団体の出資の比率が2分の1以上の商法・民法法人に限る。）を指します。

また、地方公共団体等が転貸するとは、地方公共団体等が賃借している施設を更に外国企業へ賃貸する場合を指します。

- 1（1）について

「地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める」とは、地方公共団体が、外国企業に対し外国企業の日本における事業計画（支店等開設のための計画）の提出を求め、当該事業の実施が確実であり、かつ、特区の目的に資することを認定することを指します。

したがって、外国企業に対し地方公共団体以外の機関（第三セクター）が施設を転貸する場合であっても、地方公共団体において、当該事業の実施が確実であることを認定する必要があります。

また、「・・・その事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置」とは、特区内において、地方公共団体が、外国企業に対し助成の対象として指定し又は転貸借により提供する施設を確保し、広報誌等を通じて助成又は事業所の提供を希望する外国企業を募集し、当該企業から事業計画及び3に定める【要件】に応じて必要となる証明書類・資料等の提出を求め、特区内において当該外国企業が活動を行うことが産業の発展に資すること等を認定した上で事業所の提供を行うことを指します。

● 1（2）について

「相当程度」の「集積」とは、投資活動を行う外国企業が集まり、それにより、投資促進地域として認められるような状況を想定したものです。

● 1（3）について

特区内の経済状況等を踏まえ個別に判断することになると考えられますが、基本的には、法の目的である地域の活性化に資する程度の「産業の発展」が見込まれれば足ります。

● 3の【要件】③について

「事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置」とは、予定していた施設に入居しなかった場合や抵当権の実行等により施設を使用することができなくなった場合に備え、地方公共団体が事業所として使用できる施設を別途確保しておく等の措置を指します。

● 3の【要件】④について

「地方公共団体から・・・報告を行うこと。」とは、当該外国人の入国後、地方公共団体が速やかに事業所に赴いて事業の開始を確認し、その結果を書面にて地方入国管理局に報告することを求めるものです。

● 3の【要件】⑤について

「当該期間内に事業を開始しない場合は・・・帰国を求めること」と定めているのは、在留資格に該当する活動を3か月以上行っていない場合には、出入国管理及び難民認定法第22条の4に定める在留資格の取消しの対象となることから、地方公共団体においても、当該外国人の実態につき把握した上で、事業を開始しない場合には可及的速やかに地方入国管理局へ報告するとともに帰国についての協力を行うこととしたもので

す。

- なお、当該特例措置の認定申請に当たっては、3の【要件】③～⑥以外の要件に該当していることが必要となります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- (1) 地方公共団体が助成の対象として施設を指定する場合は、特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当該助成に関する情報（名称、目的、助成金交付の有無（交付される場合には、その概要。）、期間、対象企業の募集・認定方法、指定される施設の概要、施設の提供を受ける主体（外国企業）の名称、所在地及び概要、事業が開始されなかった場合の措置）を特定し明示すること。
- (2) 地方公共団体等が転貸借により施設を提供する場合は、特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当該転貸借に関する情報（施設の所有者の名称及び住所、転貸する主体（地方公共団体等）及び施設の提供を受ける主体（外国企業）の名称、所在地及び概要、転貸される施設の概要、事業が開始されなかった場合の措置）を特定し明示すること。
- (3) 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、1（1）から（3）及びそれぞれの場合に応じた3の【要件】に該当すると判断した根拠を示す内容を要件ごとに明記すること。
- (4) 上記（1）及び（2）において施設の提供を受ける主体が特定されていない場合には、当該特例措置を受けることを希望している外国企業が存在し、当該外国企業が地方公共団体と調整等を行っていることを明記すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- ・ 特になし

707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例

※現在、国会審議中

1. 特例を設ける趣旨

都市と農村の交流の活性化に資するよう、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととし、酒類製造免許を受けることを可能とするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、特区内において農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造し、提供することを通じて、地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区計画において本事業の実施主体として定められた特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k l））の規定は、適用しないこととされます。

なお、濁酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

3. 基本方針の記載内容の解説

○ 「特定農業者」とは、いわゆる農家民宿（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林漁業体験民宿業）や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店など）を併せ営む農業者をいいます。

また、特区計画において、特定農業者に該当する者が、本事業の実施主体とされていることが必要です。

○ 「濁酒」とは、

① 米（注1）、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの

② 米（注1）、水及び麦その他一定の物品（注2）を原料として発酵させたもので、こさないものをいいます。

（注1）米は自ら生産したものに限りません。

（注2）麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受けなくても濁酒を製造できるといった誤認による違反事例の発生などを防止する観点から、特区に認定された地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いします。

また、濁酒の製造免許を受けた特定農業者が、酒税法の規定（酒税額等の申告・納付及び酒類の製造・移出等に関する記帳等）に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、地方公共団体は、特定農業者が酒税法違反とならないよう留意してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 1 1 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、大学等の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。

3. 基本方針の記載内容の解説

○「地域の集積が高い等の特別の理由」について

例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等により物理的に所要の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなどといった、やむを得ない特別の理由がある場合が想定されます。この理由については、特区認定の申請の際に、地方公共団体が内閣総理大臣に対して証明を行う必要があります。

※「所要の土地」

大学等を設置する際に最低限必要とされる大学設置基準第37条、短期大学設置基準第30条に規定されている校地面積の土地のことです。なお、この最低限必要な校地面積基準については、平成15年4月1日の大学設置基準の改正により、「収容定員上の学生一人当たり10㎡」となっています。

○「大学の教育・研究に支障が生じないもの」について

特区に集積している他の大学、研究所等と連携することにより効果的な教育を行うことが可能な場合など、当該大学の教育研究の実態からして、十分な教育効果が得られることが明らかな場合などが考えられますが、最終的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
特になし

5. 当該特例に関して特に重要な添付書類
特になし

8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒などを対象とした既存の取り組みを活用することなど、地域の特別の教育上又は研究上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、一定の要件を満たす株式会社（学校設置会社）は学校を設置することができます。

この際、学校設置会社は、財務状況書類等を公開し、また、認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（高等学校以下の学校に限る。）について評価を行うとともに、学校経営に著しい支障が生じた場合等には在学者の適切な修学を維持することができるようセーフティネットを構築しなければなりません。

さらに、高等学校以下の学校の認可等については、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会等合議制の機関に諮問して行います。なお、大学・大学院及び高等専門学校については、文部科学省において別途認可等が行われず。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 特別の事情に対応するための教育・研究等について

- ・「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、（中略）特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うこと」は、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する構造改革特別区域において、株式会社の設置する学校が、下記に述べる「特別な事情」に対応するための教育又は研究を行うことです。

すなわち、特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、その計画に記載された構造改革特別区域内において、株式会社が学校を設置することを認める規制の特例措置が適用され、当該学校が教育又は研究を行う事業を実施することが可能となります。

したがって、規制の特例措置を活用して、通信制の課程を置く高等学校が面接指導等（高等学校通信教育規程第2条に規定する面接指導等。）を協力校等本校の校舎以外の場所で行う場合や、大学の各キャンパスで教育研究を行う場合などについても、その指導等が学校として行う教育又は研究に位置付けられるものである以上、特区計画に記載された区域内において行う必要があります。なお、各校舎が複数の地方公共団体の区域に所在する場合には、各校舎が所在する複数の地方公共団体が共同し又は単独でそれぞれ、特区の申請を行うことが必要となります。

- ・ 「特別な事情」については、特区の申請を行う地方公共団体が当該地域の特性を踏まえ、必要となる事業の具体的な内容を把握し主体的に判断することになりますが、「特別な事情に対応するための教育又は研究」を株式会社が行うことが適切かつ効果的であると認める場合を幅広く含みます。例えば、不登校児童生徒の多い地域において株式会社が不登校児童生徒を対象とした学校を設置するケースや地域に根差した産業の技術力を活用した研究を行うとともに、その産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケースなどが考えられます。
- ・ 学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保や適正な運営、在学者などの利益等に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社に学校の設置を認めるにあたっては、当該株式会社に一定の要件、情報公開を求めるとともに、認定地方公共団体における評価の実施（高等学校以下の学校に限る。）、セーフティネットの構築等を要することとしています。

（2）学校設置会社の資産・役員要件について

- ・ 上記2. にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育又は研究を行うとともに、①資産要件、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③役員に社会的信望があること、です。
- ・ 資産要件は、高等学校設置基準や大学設置基準など既存の各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産をいい、認可に当たっての審査基準として文部科学省又は認定地方公共団体が具体的に定めます。
- ・ 役員に求める「学校経営に必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです。個々の役員の資質については、法の規定のほかに国として細目を定めた規程等はありませんので、学校の認可等を行う際に個別具体的に判断

することとなります。

(3) 情報公開について

- ・ 情報公開に関しては、会社法上義務付けられているものに加え、学校設置会社としても、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合を含め、学校の教育の質や適正な運営等を担保するため、広く関係人にも閲覧させることが義務付けられています。
また、情報公開に係る「省令」（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年3月31日文部科学省令第17号））には、学校設置会社が備えるべき業務状況書類等（会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、業務状況書類等を作成する期限及び備え付けの期間について定めています。

(4) 評価について

- ・ 高等学校以下の学校について、認定地方公共団体が毎年度行う「学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」の評価については、少なくとも、当該学校開校1年後から行う必要があります。その具体的方法については、認定地方公共団体が判断することとなりますが、学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等を踏まえて、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、当該学校の学校経営面、教育研究面の状況について適切に評価するために必要な評価項目を設定して行うこととなります。
- ・ 特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、できるだけ詳細な公表が望まれます。なお、具体的な公開内容、方法等については実際に評価を行う地方公共団体の判断によります。また、大学又は高等専門学校を設置する場合には、文部科学大臣が設置認可を行うことから、その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様に、設置認可等の結果付される「留意事項」や、学校教育法に基づき認証評価機関が実施する第三者評価の結果が公表されることとなります。

(5) セーフティネットについて

- ・ 学校の経営に著しい支障を生じた、又は生ずるおそれがある場合に講ずべきセーフティネットについては、在学者の適切な修学を維持することができ

るように、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、その教育、経営等の状況を適切に把握しつつ、当該学校や関係機関等と連携を図り、準備を進めておくことを求める措置です。

具体的には、近隣の学校への転学のあるものの他、例えば、当該学校が小・中学校の場合にできるだけ当該児童生徒の希望にかなった同一市区町村内の公立学校に受入れることなど、在学者の立場に立って、最も適切な措置を講ずることとします。また、必要に応じて在学者や保護者の相談窓口を設置したり、適切な情報提供を行うことや、学校設置会社に対し適切な対応を要請することなども考えられます。

(6) 審議会等合議制の機関について

- ・ 認定地方公共団体におかれる審議会等合議制の機関は、特区において株式会社の設置する学校については、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の長が行うことから、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置くもので、その構成については、行政の適正性、公正性、専門性を確保することができるものであれば、教育に係る有識者や企業の経営者など、当該地方公共団体の判断に委ねることとします。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特例措置の内容の欄に以下の事項を記載してください。

- ① 当該地域に存在する教育上又は研究上の特別のニーズ
- ② 当該株式会社の設置する学校が、当該ニーズに対応する教育又は研究を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容
- ③ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体において行う評価の方法等及び審議会等合議制の機関の構成
- ④ セーフティネットの整備に向けた取組

5. 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

特になし

8 1 7 学校設置非営利法人による学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

不登校児童生徒やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人があることから、地域のニーズと対応して不登校児童生徒等の支援の充実を図るため、このような実績のあるNPO法人について学校の設置を認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該特区における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、一定の要件を満たすNPO法人（学校設置非営利法人）は学校を設置することができます。

この際、学校設置非営利法人は財務状況書類等を公開し、また、認定地方公共団体は、学校設置非営利法人の設置する学校について評価を行うとともに、経営悪化等学校経営に支障が生じた場合には在学生の修学の継続が確保できるようセーフティネットを構築しなければなりません。

また、学校設置非営利法人が設置する学校の認可等については、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会等合議制の機関に諮問して行います。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 上記2. にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育を行うとともに、①資産要件、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③役員に社会的信望があること、④不登校児童等に対する教育活動に実績が相当程度あること、です。
- ・ 資産要件及び役員要件については、816のマニュアルを参照のこと。
- ・ 「実績が相当程度あること」とは、不登校児童生徒や学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）のある児童生徒など特別の配慮を必要とする児童生徒を対象とした活動を相当期間行っており、これらの児童生徒の利益の増進に寄与していると認められるものを指し、不登校児童生徒

等を対象とした当該 NPO 法人の活動状況や地域の実情等を踏まえ、認可権者である認定地方公共団体において判断することとします。

- ・ 情報公開・評価の方法・セーフティネットの内容・設置等に係る審議会等合議制の期間については、816 のマニュアルを参照のこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- ・ 特例措置の内容の欄に以下の事項を記載してください。
 - ① 当該 NPO 法人の設置する学校が、不登校児童等を対象とした教育を NPO 法人の設置する学校が行うことにより、当該特区における学校教育の目的の達成に資すると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容
 - ② 当該地方公共団体において行う評価の方法等及び審議会等合議制の機関の構成

5. 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

特になし

8 2 2 公私協力学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地方公共団体と民間主体との連携・協力により、地方公共団体による一定の支援と関与のもと、民間のノウハウや人材を活用しつつ、地域の教育ニーズに効果的、効率的に対応した特色ある学校教育の機会の提供が図られるよう、構造改革特別区域において、公私協力方式による高等学校及び幼稚園の設置の促進を図るものです。

2. 特例の概要

高等学校又は幼稚園を対象に、公私協力学校を設置するため、地方公共団体が必要な支援を行い、民間と協力して学校法人（協力学校法人）を設立する場合には、当該学校法人の設立認可に係る手続きのうち、資産要件の審査については所轄庁による審査を行わず、当該地方公共団体の長が認めたことを以てこれに代えるものとします。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 基本的な用語の解説

- ① 「公私協力学校」は、地方公共団体が内閣総理大臣から本事業に係る特区計画の認定を受けた場合に、当該特区計画により設置すべきものとされる学校です。公私協力学校は、地方公共団体と学校法人との連携及び協力により設置・運営されるものであり、地方公共団体が特区計画を通じて実現しようとする教育は、公私協力学校において、その提供がなされることとなります。
- ② 「協力学校法人」は、公私協力学校の設置及び運営を目的として設立される学校法人であり、地方公共団体が地域ニーズに対応した教育を提供するために策定した公私協力基本計画に基づき、当該教育を実施する公私協力学校を設置・運営します。
- ③ 「協力地方公共団体」は、内閣総理大臣から特区計画の認定を受けた地方公共団体であって、協力学校法人が公私協力学校の設置・運営を行う際の連携及び協力の相手方となる地方公共団体です。

(2) 公私協力学校の設置、協力学校法人の設立等に係る手続きについて

- ① 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁が異なる場合、協力学校法人（又は指定設立予定者）が所轄庁に対して以下のアからエの申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければなりません。この場合、協力地方公共団体の長は、その申請又は届出に係る事項

に関して意見を付すことができ、また、所轄庁はその意見に配慮しなければなりません。

ア 私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請

イ 私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

ウ 私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請

エ 学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請

オ 学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出

- ② 協力学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければなりません。

(3) 「公私協力基本計画」について

- ① 公私協力基本計画は、協力地方公共団体の長が、公私協力学校の設置・運営や公私協力の在り方に関する基本的な事項として規定するものです。公私協力基本計画では、以下のアからカの事項を必ず定めなければなりません。

ア 教育目標に関する事項

イ 収容定員に関する事項

ウ 授業料等の納付金に関する事項

エ 施設設備の整備、運営費の助成に関する事項

オ 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

カ その他の文部科学省令で定める重要事項（入学者の選抜に関すること等）

- ② 協力地方公共団体の長は、地域の教育の需要の状況の変化等により公私協力基本計画の変更が必要であると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができます。

- ③ 協力地方公共団体の長が公私協力基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ、教育委員会に協議しなければなりません。

(4) 公私協力学校の設置・運営を行うべき者の「指定」について

- ① 協力地方公共団体の長による公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定は、公告された公私協力基本計画に基づき学校を設置・運営しようとして、その旨の申し出を行った者のうちから行うものとします。協力地方公共

団体の長は、申し出を行った者が、公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有すると認めるときでなければ指定をしてはなりません。

- ② 協力地方公共団体の長は、協力学校法人が公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づいて適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、公私協力学校に係る指定を取り消すことができます。その際、指定の取消しを受けた協力学校法人は、公私協力学校の廃止の認可を所轄庁に申請しなければなりません。

(5) 「公私協力年度計画」及び収支予算について

- ① 公私協力年度計画は、協力学校法人が、毎会計年度、公私協力学校の運営に関して作成する計画のことです。公私協力年度計画では、以下のアからカの事項を必ず定めなければなりません。

ア 教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画

イ 当該年度における教育課程の編成

ウ 当該年度における授業料等の納付金の額

エ 当該年度における生徒又は幼児の募集の方法及び募集定員

オ ア～エに掲げるもののほか、公私協力基本計画の規定により公私協力年度計画で定めるものとされている事項

カ その他当該年度における公私協力学校の運営に関する重要事項

- ② 協力学校法人は、公私協力年度計画及び毎年度の収支予算について、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならないものとします。また、これを変更しようとするときも同様の認可が必要です。
- ③ 協力地方公共団体の長は当該認可の決定(変更の認可を含む)に際しては、あらかじめ、教育委員会に協議しなければなりません。

(6) 協力学校法人に対する助成措置等について

- ① 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置認可を受けた時点において、公私協力基本計画の実施に必要な施設設備の整備をなお必要とする場合には、当該施設設備を無償若しくは廉価で貸与若しくは譲渡し、又は当該施設設備の整備に要する資金を出えんするものとします。
- ② 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、授業料等の自己収入のみでは経費に不足を生じることとなると認められる場合には、公私協力基本計画で定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとします。

③ 協力地方公共団体の長は、上記①及び②の助成を受ける協力学校法人に対して、次のアからウの権限を有しています。

ア 助成に関し必要があると認める場合において、協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は協力地方公共団体の職員に協力学校法人の関係者に対して質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

イ 協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

ウ 協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

④ 上記①及び②の助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号））に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければなりません。

⑤ 協力地方公共団体の長又は協力学校法人の所轄庁が協力学校法人に対して、上記③による権限の行使等を行う場合には、相互に密接な連携を図りながら、これを行わなければならないものとします。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

公私協力学校の設置を進めることが、地方公共団体自らが公立学校を設置するといった他の方法より教育効果・効率性等の観点から適切だと認めた理由、公私協力基本計画の内容に関する事、公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定の要件に関する事、協力学校法人に対する支援の具体的内容に関する事、については、可能な限り詳細に記載するようにしてください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし。

8 2 4 外国留学時認定可能単位数拡大事業

1. 特例を設ける趣旨

高校生が外国の高等学校に留学した際の修得単位を、国内の高等学校等における修得単位として認定する際の認定可能単位数の上限を拡大することにより、外国の高等学校と我が国の高等学校等の円滑な交流を促進し、多様化する高等学校教育に対応し、その充実に資するとともに、グローバル化の進展に対応して、国際社会を生きる教養ある日本人の育成に資するものです。

2. 特例の概要

校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている現行制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、構造改革特別区域計画を実施するに当たり、36 単位までの修得単位の認定を可能とします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・「外国の高等学校」とは、外国における正規の後期中等教育機関をいいます。
- ・「教育上特に配慮が必要な事情」とは、更なる国際化への対応のためには、現行の外国への留学時の認定可能単位数の上限である 30 単位では、外国における学修や生活などの経験を適切に評価することが難しくなる場合などを想定していますが、具体的には当該地方公共団体の判断によります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、認定しようとする単位数、教育上特に配慮が必要である事情について記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 2 5 学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業

1. 特例を設ける趣旨

不登校児童等の特別なニーズに対応した教育を行うことの重要性に鑑み、NPO法人がこれを行う学校を設置する場合に、これまでの活動を活かしつつ充実した教育が行われるよう、教員配置に関して各学校の設置基準の弾力的運用を可能とします。

2. 特例の概要

NPO法人が不登校児童生徒等の特別なニーズに対応した教育を行うための学校を設置し、その特別なニーズに対応するため当該学校の教員配置を弾力化する必要がある場合には、設置基準上の「特別の事情」に該当し得るものとして、1人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることを可能とします。

3. 基本方針の記載内容の解説

当該規制の特例措置は、8 1 7の規制の特例措置（学校設置非営利法人による学校設置事業）が当該特区計画に記載され、認定された場合に適用されるものです。

今回の特例措置は、小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条に関する部分であり、NPO法人が不登校児童生徒等に対する教育を行うための学校を設置する場合、その他の基準も含め、設置基準を満たす必要があります。

そのほか、8 1 7の規制の特例措置に関する記述を参照して下さい。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置を適用すべき理由を明記して下さい。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 2 6 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対する IT 等の活用による学習機会拡大事業

1. 特例を設ける趣旨

本事業は、高等学校全日制課程の生徒であって学習意欲があるにもかかわらず、在学途中から何らかの事由により不登校状態になった者に対し、IT 等を活用した学習を指導の一部として認めることにより、学習の機会を充実するものです。

2. 特例の概要

全日制課程において在学途中から不登校状態になった生徒に、通信制課程における教育課程の特例を適用し、IT 等を活用した学習を行うことを認めることにより、学習の意欲はありながら登校できない生徒が原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することを可能とします。

3. 基本方針の記載内容の解説

・「不登校状態」とは、学校生活への適応が困難であるため、相当期間学校を欠席している状態にあると認められる生徒をいいます。また、「相当期間」については、小・中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が1つの参考となりますが、その判断は、当該学校を所管する地方公共団体の判断によります。

・「IT等の活用による学習」とは、具体的には、ラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して計画的かつ継続的に行われる学習を指します。こうした学習を不登校状態にある生徒が行い、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認めた場合には、学校が各教科・科目、特別活動における指導の一部として扱い、卒業に必要な単位数20単位を上限として単位を与えるものです。

なお、多様なメディアを活用した指導方法を取り入れた場合でも、対面による指導を十分に確保することが望まれます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし。(個別の特区計画の認定に当たっては、当該特区計画が憲法・教育基本法の理念、学校教育法に示された学校教育の目標を踏まえていることが必要である。)

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、大学の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

○「地域の集積が高い等の特別の理由」について

例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等の理由により物理的に運動場を設けるために必要な面積の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなどといった、やむを得ない特別の理由がある場合が想定されます。この理由については、特区認定の申請の際に、地方公共団体が内閣総理大臣に対して証明を行う必要があります。

※「運動場を設けるために必要な面積の土地」

法令上は運動場を設けるために必要な土地の面積についての基準はありません。このため、どの程度の面積であれば、運動場のための土地の面積として不足していることになるのかについては、学生数など個々の大学の実態に則して判断することになります。

○「大学の設置等」について

大学の設置等とは、大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更のことをいいます。

○「大学の教育・研究に支障が生じないもの」について

特例措置の適用後も当該大学における各学部・学科の教育研究上の目的を

達成することが可能であることが前提となりますが、具体的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

○「運動場を設けることと同等と認められる措置」について

このような措置としては、例えば、体育館の借用契約の締結やスポーツクラブとの優先利用契約の締結などが考えられます。

また、これらの施設については、自己所有である必要はなく、借用でも構いませんが、例えば、学生や教員が使用したい時に、当該大学の学生・教員以外の者がその施設を使用しているためにそれができないという事態が生じないようにするなど、現行制度における運動場（自己所有であることが前提）が有する機能に着目した配慮がなされることが必要です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に重要な添付書類

特になし

829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、大学の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

○「地域の集積が高い等の特別の理由」について

例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等の理由により物理的に空地を設けるために必要な面積の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなどといった、やむを得ない特別の理由がある場合が想定されます。この理由については、特区認定の申請の際に、地方公共団体が内閣総理大臣に対して証明を行う必要があります。

※「空地を設けるために必要な面積の土地」

法令上は空地を設けるために必要な土地の面積についての基準はありません。このため、どの程度の面積であれば、空地のための土地の面積として不足していることになるのかについては、学生数など個々の大学の実態に則して判断することになります。

○「大学の設置等」について

大学の設置等とは、大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更のことをいいます。

○「大学の教育・研究に支障が生じないもの」について

特例措置の適用後も当該大学における各学部・学科の教育研究上の目的を

達成することが可能であることが前提となりますが、具体的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

○「学生が休息その他に利用するのに適当な環境」について

このような環境としては、例えば、校舎の屋上や校舎内に学生が休息等に利用するのに適当な設備を設けた場所などが想定される場所ですが、このような環境についても、自己所有である必要はなく、最終的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に重要な添付書類

特になし

830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

1. 特例を設ける趣旨

教員免許状を有しないが優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に迎え入れるための特別免許状について、市町村教育委員会も特別免許状を授与することを可能とすることにより、市町村において地域の特性を生かした教育を実施することを、より支援しようとするものです。

2. 特例の概要

市町村教育委員会において、地域の特性を生かした教育の実施などの特別の事情に対応するため、

- ① 特区において市町村が設置認可を行う学校を設置する株式会社が教員として雇用しようとする者（816との併用の場合）
- ② 特区において市町村が設置認可を行う学校を設置するNPO法人が教員として雇用しようとする者（817との併用の場合）
- ③ 特区において市町村が給与等を負担し、その教育委員会が教員として任命しようとする者

に、特別免許状を授与する必要があると認めるときは、その市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状の授与権者となることを可能とするものです。

都道府県教育委員会においては、従来どおり特別免許状を授与することができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 特区認定の要件等について

本特例措置により特別免許状を授与する場合であっても、従来どおり、教育職員免許法第5条第3項に規定する「学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合」に授与するものであることに変わりはありません。

なお、基本方針別表1の830「特例措置の内容」の欄中③における「その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情」とは、以下の(2)に掲げる教員として社会人を登用することが必要となるような事情であり、各学校の特色により様々な事情が想定されます。

特区法第12条（学校設置会社による学校設置事業）、第13条（学校設置非営利法人による学校設置事業）の規定による認定については、それぞれ、816、817の規制の特例措置に関する記述を参照して下さい。なお、これら

の認定申請の後、もしくは同時に本特例措置の認定申請を行うことは可能です。

(2) 授与対象者についての留意事項

基本方針別表 1 の 830 「特例措置の内容」の欄中③については、市町村費負担教職員、当該市町村が設置する高等学校又は中等教育学校の後期課程（市（指定都市を除く。）町村立学校の定時制を除く。）の教諭又は常勤講師、当該市町村が設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、又は養護学校の非常勤講師（教職員定数に換算されるもの（市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する非常勤講師）を除く。）が含まれます。

(3) 免許状の授与手続等について

免許状の授与手続や授与権者・免許管理者としての権限は、現行制度と同様です。なお、本特例措置の適用を受ける市町村教育委員会においては、事前に必要な事項を教育委員会規則において定める必要があります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、上記 3. (1)を踏まえて、市町村教育委員会が特別免許状を授与する必要があると認める理由を具体的に記載してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 3 2 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業

1. 特例を設ける趣旨

この事業は、構造改革特区制度の下で、一定の場合について大学設置基準等に求める校舎等に関する基準を適用しないこととすることで、従来よりも少額の設備投資によってインターネットのみを用いて授業を行う大学が設置できるようにし、もって社会人の再教育などの社会的な要請に応える大学の設置を促進するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、その地域内にインターネットのみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると判断して、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- 「インターネット大学」とは、「通信教育を行う学部のみを置く大学であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指します。したがって、卒業要件となるスクーリングや実験に当たって学生の登校を求めるなど、インターネットによる授業のみで当該大学の卒業要件を満たすことができない場合は、学生が登校してくることを前提に校舎等の施設を整備する必要がありますので、今回の特例措置の対象からは外れることになります。

- また、「インターネット大学院大学」とは、「通信教育を行う研究科のみを置く大学院大学(学部を置くことなく、大学院のみが置かれている大学を指します。)であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で

授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指します。

- インターネット大学及びインターネット大学院大学について、「教育研究に支障がない」とは、インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されていること等であり、具体的には例えば以下のような実態を備えていることを指します。
 - ① 通信障害が発生した場合に、ただちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることができる体制を有していること
 - ② コンピュータ等の操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談することができるよう、原則として 24 時間態勢でのサポートが可能なヘルプデスク機能を有していること
 - ③ チューター、メンターなどのいわゆるティーチングアシスタントを備え、授業内容に関する学生からの質問に対応させるとともに、教員と協力して学生の指導にも当たらせることのできる体制を有していること
 - ④ インストラクショナル・デザイナーなどの専門的人材が、インターネットによる授業の設計、配信等に関与する体制を有していること
 - ⑤ 特に学部段階の学生を対象とするインターネット大学については、対面でのコミュニケーションによる教育効果に考慮して、当該大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等施設を有していること
- なお、インターネット大学及びインターネット大学院大学の設置に当たっては、通常の大学設置審査を経由する必要がありますので、ご注意ください。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

- 「特例措置の内容」として、当該地域でインターネットを利用した大学教育を推進することが必要とされる理由、及び、設置しようとするインターネット大学またはインターネット大学院大学が、「教育研究に支障がない」体制を備えているものと認められる理由について記載してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

834 地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

1. 特例を設ける趣旨

学校施設と他の公の施設の一体的な管理や整備をすることにより、例えば、学校施設の複合化や余裕教室の活用の促進、計画的な施設整備の推進が期待できるため、構造改革特区において、教育委員会が行うこととされている学校施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することについて、当該地方公共団体が、学校施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができます。

この際、認定を受けた地方公共団体の長は、学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

また、上記の規則を制定し、又は改廃しようとするときにも、認定を受けた地方公共団体の長は、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

3. 基本方針の記載内容の解説

○ 「学校施設の管理及び整備に関する事務」について

「学校施設の管理に関する事務」としては、例えば、目的外使用の許可、維持修繕、安全点検、清掃などの事務が挙げられます。

また、「学校施設の整備に関する事務」としては、例えば、施設の整備に係る計画の策定（整備目標の設定など）、施設の設計・整備事業の実施、施設の複合化に係る施設の設計・整備事業の実施などの事務が挙げられます。

(学校施設の設置そのものに係る事務は含まれません。)

- 「校舎その他の施設」について
校舎のほか、運動場、プール、体育館、給食施設などを指します。

- 「利用及び配置の状況」について
「利用の状況」としては、学校施設については余裕教室が十分に活用されているか、公の施設については住民のニーズが十分に満たされているかなどが挙げられます。また、「配置の状況」としては、どのような学校施設や公の施設がどこに配置されているか、複合化されていたり隣接して配置されていたりするかなど一体的に利用を図る必要があるか、全体として住民のニーズを十分満たすものとしての配置状況になっているかなどが挙げられます。

- 「その他の地域の事情」について
例えば、将来的な児童等の減少や増加を見越して学校施設の整備を緊急的に行わなければならない場合など、地方公共団体の長が一体的に事務を行うことが適切と考えられる状況が想定されます。

- 「学校施設及び公の施設の一体的な利用」について
例えば、学校施設に余裕教室が生じている場合にこれを公の施設として活用し、複合施設として一体的に利用する場合や、学校施設と公の施設が隣接して設置されている場合にこれらを一体的に利用する場合などにおいて、学校施設を学校教育の目的に使用することだけでなく、高齢者との交流スペースなど教育以外の目的に使用することも想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

- 「これらの総合的な整備」について
例えば、学校施設と公の施設について一体的な計画を策定するなど総合的な整備を行うことが想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

- 「学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがない」について
例えば、学校施設と他の公の施設の複合化を行う場合には、複合化する公の施設について教育活動へ悪影響を及ぼすような施設は避けるべきであり、また、学校施設と他の公の施設の整備計画を一体として策定する場合にも、その地域における教育内容に関わる施策と学校施設の整備は、齟齬をきたさ

ないように行われるべきであると考えられます。

- 「学校における教育活動と密接な関連を有するもの」について
例えば、基本的な施設整備計画の策定などが想定されますが、それぞれの地方公共団体において、地域の実情に応じて主体的に判断されるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

- 以下の事項については可能な限り詳細に記載するようにしてください。
 - ・ 移譲の対象となる事務及び施設、並びにその理由
 - ・ 教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めた理由
 - ・ 学校における教育活動と密接な関連を有するものとして教育委員会から意見聴取することとするものの内容及び範囲、意見聴取の時期及び手法等
- 認定後に策定することとなる地方公共団体の規則の案を可能な限り添付するようにしてください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類 特になし

901 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業

1. 特例を設ける趣旨

相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域においては、雇用のミスマッチが生じているものと考えられますが、このような地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるようにする特例を設け、雇用のミスマッチの解消を図るものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にあるなどの要件を満たすものと認めて特区計画を申請し、認定された場合に、当該特区内において、都道府県労働局長の認定を受けた社会保険労務士が、求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるように、社会保険労務士法第2条に規定する社会保険労務士の業務の特例を設けるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ① 厚生労働省令で定める状態（①相当数の求人があること、②求人数に比して就職者数が少ないこと、③①②の傾向が一定期間継続していること）とは、次のような状態です。

認定を受けようとする特区における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう。）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標に比較して低位にあることにより、当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にあると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態。

- ② 開業後一定年数を経過していることとは、次のような状態です。

社会保険労務士法第2条に規定する事務を行うための事務所を設けてから3年以上経過していること。

- ③ 懲戒処分を受けていないこととは、次のような状態です。

社会保険労務士法第25条に規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にあるなどの要件を満たす者と認めた根拠（求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標及びこれらと比較した他の地域の指標等）を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

907-1 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業

1. 特例を設ける趣旨

現在、都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所希望者が増加している状況にあり、真に入所の必要性がある方の数を正確に見込んだ上で、このような状況に適切に対応していくことが求められています。このため、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、特区計画が認定された場合、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることにより、多様なサービス提供主体によって、地域の介護ニーズを充足することを可能とするものです。

2. 特例の概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、特区内の特別養護老人ホーム不足区域（※1）において、厚生労働省令（※2）の定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができます。

※1 特別養護老人ホーム不足区域とは、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県の老人福祉計画における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る老人保健福祉圏域が含まれる区域をいう。（以下同じ。）

※2 当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において特別養護老人ホームの設置の認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事等に提出しなければならない。

3. 基本方針の記載内容の解説

○ 都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数について

- ・ 都道府県老人福祉計画は、3年ごとに策定される都道府県介護保険事業支援計画と一体的に作成されるものであり、当該計画に定められる特別養護老人ホームの必要入所定員総数とは、当該計画の目標年度における必要入所定員総数である。

したがって、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県老人福祉

計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回るかどうかの判断に当たっては、認定申請時の特別養護老人ホーム入所定員総数と平成18年度から始まった第3期介護保険事業支援計画を踏まえた都道府県老人福祉計画の目標年度（平成20年度）における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を比較し、判断することになります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特区の全部又は一部が特別養護老人ホーム不足区域であることがわかるように記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

910 病院等開設会社による病院等開設事業

1. 特例を設ける趣旨

株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲の活用が高度な医療の開発・普及の促進の観点から適切かつ有効であるかを検証するという趣旨により、高度な医療の提供を促進する特区の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設することを認める医療法等の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第5項の規定にかかわらず、許可を与えることとするとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条の規定にかかわらず、保険医療機関の指定は行わないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 高度な医療の定義

株式会社が特区において行うことのできる高度な医療は、高度な技術を用いて行う倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる医療で、次のいずれかに該当するものです。

- ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（「高度画像診断」）
- ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）
- ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（「高度遺伝子治療」）
- ④高度な技術を用いて行う美容外科医療（「高度美容外科医療」）
- ⑤提供精子による体外受精（「高度体外受精医療」）
- ⑥その他これらに類するもの

このうち、⑥の「その他これらに類するもの」については、地方公共団体からの要望事項について現時点ですべて把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、規定したものです。

(2) 株式会社が開設する病院又は診療所が満たすべき要件

認定を受けた特区内において、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、医療法（昭和23年法律第205号）第21条及び第23条の規定に基づき医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）において定める病院又は診療所の構造設備及びその有する人員等に関する要件を満たさなければなりません。

また、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、あわせて、許可申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして別途厚生労働省令で定める基準を満たさなければなりません。その基準は、高度な医療の内容ごとに定められていますが、具体的には以下のとおりです。

- ア 提供する高度医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれていること。（すべての高度医療について規定。また、高度画像診断については、あわせて、「高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師が1名以上置かれていること。」）
- イ 提供する高度医療を実施するために必要な施設を設けていること。（高度体外受精医療のみについて規定。）
- ウ 提供する高度医療を実施するために必要な設備（エに規定するものを除く。）を設けていること。（すべての高度医療について規定。）
- エ 提供する高度医療に用いる物質（高度医療の内容に応じて、放射性同位元素、細胞、遺伝子と異なる。）を製造（培養、組換え）するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に供給を受けることができること。（高度体外受精医療以外の4種類の高度医療について規定。）
- オ 提供する高度医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。（高度画像診断、高度美容外科医療以外の3種類の高度医療について規定。）
- カ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。（すべての高度医療について規定。）

(3) 株式会社が開設する病院又は診療所が行う広告の方法及び内容に関する基準

株式会社が開設する病院又は診療所については、医療法第69条第1項に規定する事項のほか、高度な医療を提供している旨を広告することができますが、その行われる広告は、虚偽にわたってはならず、また、医療

法施行規則第42条の3各号に規定する広告の方法及び内容に関する以下の基準を満たさなければなりません。

- ① 提供する医療の内容が他の病院又は診療所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- ② 提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、当該特区内で3(1)の高度医療が提供されることを明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

9 1 1 - 2 ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業

1. 特例を設ける趣旨

コンビナートにおいては、ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転が認められていない小規模事業場の開放検査時に、コンビナート内の連続運転の認定を受けた他の事業場もその運転を停止することが必要になっているため、安全管理等の共同実施による小規模事業場の連続運転を可能とし、そのコンビナート全体の連続運転を可能とするものです。

2. 特例の概要

一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体により安全性が確保されると認められた共同での安全管理等の実施体制等について、厚生労働大臣により、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認された場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講じることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「連続運転」とは、特に安全管理等が良好であることを所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等については、その開放検査の周期を最長4年まで延長できることとしており、その間の性能検査はボイラー等の運転を停止せずに行うことができる制度です。
- (2) 連続運転の申請方法には、複数の事業場による共同申請以外にも、コンビナートを構成する他の事業場に安全管理等の一部を委託する等による単独申請も含まれます。
- (3) 「コンビナートを構成する他の事業場」とは、コンビナート内において隣接又は近接した敷地内にあり、かつパイプラインで接続され、材料等の需給関係にあるボイラー等を有する事業場のことです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

- (1) 一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順
- (2) (1) の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策

を各事業場の役割分担及び責任分担を明確にした上で、具体的に記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

公立保育所における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を可能とします。

- (1) 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- (2) 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること
- (3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- (4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

3. 基本方針の記載内容の解説

①「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」

例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うことなどを想定しています。

②「調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

③「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

④「現行の調理業務の委託・受託に係る基準」

この調理業務の委託・受託に係る基準とは、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を指しています。

⑤「食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、発出予定の食育に関する通知や、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するよう努めるということです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

9 2 7 市町村による狂犬病予防員任命事業

1. 特例を設ける趣旨

知事が任命した狂犬病予防員が野犬の抑留事務等を行う現行制度に加え、地域の特殊事情や市町村の判断に応じたきめ細やかな対応も可能とするため、市町村も野犬の抑留事務を行うことができるようにし、もって狂犬病の発生予防に資することとするものです。

2. 特例の概要

知事が任命した狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないことから犬の抑留事務を当該市町村が自ら行う必要があると認め、特区計画の認定を受けた場合、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留事務等について、必要な費用を自ら負担することを条件に、市町村も行うことを可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 都道府県及び市町村は、それぞれ措置する抑留事務を並行して取り組むことができるものであるため、各狂犬病予防員は、各捕獲人を使用することとなっています。
- (2) 市町村が任命する狂犬病予防員及び捕獲人については、知事が任命する場合と同様、非常勤職員でも可能となっています。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は以下のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「都道府県知事が任命した狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないこと」を示す、①当該市町村を管轄する保健所の総管轄面積、②当該保健所に配置されている狂犬病予防員数、③当該市町村の面積及び任命予定の狂犬病予防員数、を記載し、添付書類の構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面等に、設置を予定している犬の抑留所の設置位置を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

9 3 3 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業

1. 特例を設ける趣旨

特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）については、2階に居室等がある場合は、耐火建築物とする必要があります。木造で耐火建築物とすることは困難ですが、準耐火建築物とすることは比較的容易であり、2階建て準耐火建築物を認めることが、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等につながり、利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与することができます。

2. 特例の概要

2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 設備構造の要件

入所者の円滑な避難が可能となるような避難経路を、2階から地上に通じるように屋外に確保することを要件としています。

すべり台等の避難設備を設置したり、スロープを設置するなど、各地方公共団体の判断により必要と考えられる避難経路を確保して下さい。

(2) 管理運営の要件

火災の際に上記の避難経路を有効に利用して、入所者の円滑な避難が可能となるように、定期的に訓練を行うようにして下さい。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画認定後に、その特区内において、新たに本特例措置の適用を受けようとする場合には、特区計画の変更認定を受ける必要はありませんが、本特例措置の適用状況を把握する必要があることから、適用を受ける事業所の概要（サービス種別、事業所名、住所など）を厚生労働省老健局あてに報告して下さい。（様式任意）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

1. 特例を設ける趣旨

近隣において生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス事業を利用することが困難な障害者又は障害児が、介護保険法の規定に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用できるようにし、身近な場所でのサービス利用を可能とすることなどを目的としています。

2. 特例の概要

居間及び食堂の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、また、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児関係施設等から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を給付できるようにします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 本特例措置は、指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用することを認めるものです。
- (2) 本特例措置は、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うことを想定しています。
- (3) 基本方針中、特例措置の内容における具体的な取扱いは、次のとおりです。
 - ① 小規模多機能型居宅介護の登録者数と障害児（者）の登録者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合計数がそれぞれ15人、9人を超えないこと。
 - ② ①の基準を満たしていることを前提として、居間及び食堂並びに宿泊室の面積など、指定小規模多機能型居宅介護に係る基準を満たしていること。
 - ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確

保すること。

- ④ 障害児（者）を指定小規模多機能型居宅介護事業所において受け入れる際の障害児（者）関係施設等の「技術的支援」の具体的な内容としては、小規模多機能型居宅介護事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れることとなる障害児（者）を適切に処遇するため、障害の種別や程度に応じて生活介護事業所、児童デイサービス事業者、障害児通園施設等における実習・研修会等の機会を通じ、必要な資質を向上させることを想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、
 - （1）当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要（①事業者の法人種別及び名称並びに住所、②小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所）
 - （2）障害児（者）を受け入れる場合にあっては、障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1003 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の活性化を図るために必要な大学の施設整備等を円滑に実施するため、その核として実施する学校施設の整備に際してやむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、残置し又は造成する森林の割合に関する要件の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

地域の活性化を図るための核として実施する学校施設(当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。)の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「一定規模以上の保安林の転用」とは、転用に係る保安林の面積が5ha以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10%以上である場合をいいます(転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く。)
- (2) 「事業区域」とは、事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域をいいます。
- (3) 「住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の森林面積に対する割合」とは、30%以上です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、設置しようとする学校施設の内容、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合(計算諸元を含む)を記載すること。
- ・特区の範囲を明らかにするために必要な図面においては、事業区域及び残置し又は造成する森林の配置並びに転用に係る区域とそれぞれの区域面積を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1004 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の活性化に必要な民間企業による都市住民等を対象とした小規模な滞在型住宅付き農園の開発等を円滑に実施するため、その核として実施する事業に際して、やむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、用地事情に関する要件を適用しないこととするものです。

2. 特例の概要

地域の活性化を図るための核として実施する事業（スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。）につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しないこととします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「残置森林率」とは、残置する森林面積の事業区域内の森林面積に対する割合をいいます。
- (2) 「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難である場合であること」とする要件を適用しない」とは、用地事情を保安林解除の要件としないこととするものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、設置しようとする施設の内容、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合（計算諸元を含む）を記載すること。
- ・ 特区の範囲を明らかにするために必要な図面においては、事業区域及び残置し又は造成する森林の配置並びに転用に係る区域とそれぞれの区域面積を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1008 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則 に定められた管理基準の適用を除外する昆虫の飼育事業

1. 特例を設ける趣旨

家畜排せつ物の不適切な管理に起因した衛生上の問題や水質汚濁の発生を背景として、一定規模以上の畜産業を営む者が管理する家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則に定められた管理基準に従った管理が必要となりますが、一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に限って、当該事業に利用される家畜排せつ物を管理基準の適用対象としない特例措置を講じます。

2. 特例の概要

一定の要件に該当するとして認定を受けた構造改革特別区域内において、環境への悪影響がないと認められる等一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物（ただし、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状のものに限る。）については、環境影響調査を年1回以上行うことを前提として管理基準の規定を適用しないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 特別家畜排せつ物

特別家畜排せつ物とは、特例措置の対象として管理基準の適用対象から除外する家畜排せつ物のことであり、具体的には管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物のことを指します。

ただし、本特例措置が認められるのは、構造改革特別区域内における昆虫飼育事業であって、昆虫飼育事業要件を満たすものに利用される特別家畜排せつ物のみとなります。したがって、たとえ管理基準に従って3ヶ月以上管理された家畜排せつ物であっても、昆虫飼育事業に利用されるものでなければ、当該特例措置の対象とはならないことに留意して下さい。

ここで、特別家畜排せつ物を、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物に限る理由は、①家畜から排せつされて間もないふん尿は、一般的に流動性に富み環境中へ飛散・流出するおそれが大きく、悪臭物質の主たる発生源となるなど、管理基準の適用除外による環境への悪影響が特に懸念されることと、②家畜ふん尿を管理基準に従ってたい肥化する場合、一般的な堆積方式におけるたい肥化期間の目安として、家畜ふんのみで約2ヶ月、稲わら等の作物収穫残さを混合して約3ヶ月とされていること、③たい肥化期間を長期間確保するほど、大規模な管理施設が必要となり、必要な

労力も大きなものとなるため、たい肥化期間を必要以上に長く設定することは家畜排せつ物の適正な管理を図る上で望ましくない場合があることを併せて考慮したためです。ただし、これは管理基準に従って管理すべき最低限の期間ですから、これ以上長い期間管理されたものの利用を妨げるものではありません。

(2) 規制の特例措置が適用される家畜排せつ物の範囲

本特例措置によって管理基準の適用が除外されるのは、畜産業を営む者が行う昆虫飼育事業に利用される特別家畜排せつ物です。このため、家畜の飼養により発生する家畜排せつ物の一部だけを昆虫飼育事業に利用する場合、当該事業に利用されていない家畜排せつ物については、管理基準に従い3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物であったとしても、畜産業を営む者による管理基準に従った適正な管理が必要になります。

(3) 環境への悪影響

昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、管理基準を適用しないに伴い発生する環境への影響の程度に関し、構造改革特別区域内及びその周辺地域の自然社会経済的条件を勘案して総合的に検討することが、環境への悪影響を未然に防止する観点から必要になると考えられます。このため、昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、構造改革特別区域の認定を受けた地方公共団体が、環境影響に関する専門家の意見を聴いた上で検討するものとします。

また、検討すべき環境への影響については、原則として、①河川、湖沼、地下水を含めた水環境への影響、②その他生活環境及び人の健康に関わる環境への影響が考えられます。この検討に際して収集すべき調査項目には、気象データ、地質学的データ、河川、湖沼及び地下水等の水質データ、水資源の利用状況に関するデータが含まれると考えられますが、必要な調査項目、調査数量及び調査地点の選定については、地域の自然社会経済的条件によって大きく異なることから、既存の調査データの有効活用を含めた効率的かつ的確な調査の実施という観点から、環境影響に関する専門家の意見を聴きつつ地方公共団体が調査の詳細を検討するものとします。

なお、家畜排せつ物法及び本特例措置の円滑な運用を図るために、認定を申請する地方公共団体が市町村の場合には、年に1回以上行うこととなっている環境影響調査の結果を都道府県に情報提供して頂くことが望ましいですが、その判断については各地方公共団体に委ねることとします。

(4) 昆虫の無償譲与

本特例措置が認められるのは、青少年の健全な育成を図ることを目的とし

て、飼育した昆虫を青少年に無償で譲与する昆虫飼育事業だけです。

なお、この場合の「無償で譲与」とは、昆虫そのものを対価を得ないで提供することを指し、容器代や送料といった配布に要する経費については、受け取っても差し支えありません。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

(1) 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、飼育を予定している昆虫の種類を含めた事業の内容について具体的に記載して下さい。

(2) 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の項目について記載して下さい。

① 実施しようとする昆虫の飼育事業に利用する家畜排せつ物を管理基準に従い管理した場合に、事業の実施に著しい支障が生ずるおそれ大きいと考えられる理由

② 1年に1回以上行う予定の環境影響調査の調査項目、調査地点及び数量を含めた調査内容

③ 特区の申請に際してあらかじめ聴いた専門家の意見（当該専門家の氏名、意見の聴取方法、具体的な意見の内容等）

(3) 特区の範囲を明らかにするために必要な図面において、以下の項目を記載して下さい。

① 実施しようとする事業の実施予定地点、事業の実施者が保有する管理施設の位置、1年に1回以上行う環境影響調査の調査予定地点及び調査範囲

② 水道原水の取水地点の位置（特区の範囲に水道原水の取水地点がないことを確認する上で必要ですので、図面の範囲内において可能な限り記載して下さい。）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1009 自然エネルギー発電事業

1. 特例を設ける趣旨

国として地球温暖化対策の観点から風力発電等を推進していることや林野庁としても国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供することについて積極的に取り組むこととしていることから、民間事業者が売電を目的として行う自然エネルギー発電について特区認定を前提として、電気事業法における一般電気事業者との関わり等公益性を担保の上、国有林野の機能・目的を妨げない限度において5ヘクタールを超えて有償により貸付け等を行うことができるよう、措置を講じます。

なお、国有林野の貸付け等をする場合の契約に当たっては、予算決算及び会計令第102条の4に基づく財務大臣との協議を行い、同意が必要となります。

2. 特例の概要

地方公共団体が、自然エネルギーを利用した発電に特に適しており、これを利用することが地域の活性化に資すると認め、構造改革特別区域法に基づく認定を受けた構造改革特別区域計画に係る構造改革特別区域において、一般電気事業者への売電を目的として民間事業者が行う発電の用に供する場合には、公益事業の要件に該当するものとして、有償により貸付け等を受けることができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「一般電気事業者への売電を目的とする」とは、一般電気事業者に対する売電供給量が発生量の50%を超える量を売電することです。

なお、一般電気事業者以外への売電はできません。

- (2) 「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」に規定する条件の全てを満たすものとする条件」とは、次のとおりです。

- ① 「対象とする発電の種類」は、次のとおりです。

ア 風力発電

イ 小水力発電

ダムの建設を伴わない水力発電であって、最大出力がおおむね5,000kw以下のもの

ウ 木質等バイオマス発電

間伐材、林地残材等の木質バイオマス若しくはもみ殻、稲わら等の農業バイオマス又はこれらのバイオマスを原料とする燃料を利用した発電

(ただし、木質等バイオマス以外の一般廃棄物又は産業廃棄物に木質等バイオマスが混入した状態のものを原料とする発電は除く。)

エ 太陽光発電

オ 地熱発電

② 「対象施設」とは、次のとおりです。

ア 発電施設、蓄電施設又は送電線等の施設

イ 管理道路等の施設

ウ 風況等自然エネルギー資源の賦存状況を調査するための観測施設

③ 「貸付け又は使用させる対象地」は、次の条件の全てを満たすものとします。

ア 国有林野の管理経営上支障がないこと

イ 土地利用規制等の各種法令による制限について調整が図られる見込みがあること

ウ 自然エネルギー資源の賦存状況、道路等のアクセス、送電距離等からみて自然エネルギー利用による発電施設の設置に適した立地であること

エ 自然エネルギー利用による発電施設の設置が、自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がないこと

オ 地元地方公共団体との調整が図られる見込みがあること

(3) 財務大臣との協議に係る事務については、林野庁が行います。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特区申請の際に一般電気事業者への売電を目的とすることが分かる書類として、

① 会社概要を添付するとともに、売電を行う民間事業者名、発電能力、売電供給先の一般電気事業者名、年度ごとの売電供給量等を記載すること

② 設置しようとする発電施設、蓄電施設及び送電線等の施設の内容等を記載するとともに、関係する図面、配置図その他関係する書類を添付すること

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

(1) 特区申請の際に、一般電気事業者と系統連系や売電に係る協議が整っていることを示す書類又は整う見込みがあることを示す書類を提出していただくこととなります。

(2) 特区認定後の財務大臣との協議に当たっては、上記4の一般電気事業者への売電を目的とすることが分かる書類やこれらに付随する資料の提出を求めることがあります。

1010 地方競馬における小規模場外設備設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地方競馬の活性化を図り、地方経済の健全化に資するため、地方競馬における小規模場外設備の設置承認に当たっての特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外設備の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外設備が、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項（地域社会との十分な調整を含む。）に適合していることについて、当該区域を管轄する都道府県知事が書面（様式任意）により確認した場合には、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」を満たしたものとみなします。

これにより、農林水産大臣は競馬法施行規則第59条に基づき当該施設の設置を承認することができることとなります。

3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画の作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断するものですが、例示すれば次のとおりです。

- ①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』
 - ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと。
 - ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車などの通行を妨げないこと など
- ②『勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること』
 - ・勝馬投票券の発売等に供する窓口相互は適当な間隔を有すること
 - ・窓口の前面に入場者の通行を妨げる障害物がないこと
 - ・現金や重要書類を保管する設備を設けてあること など
- ③『入場者の用に供する設備が整備されていること』
 - ・適当な広さの駐車場及び自転車置場を設けてあること
 - ・掲示設備を設けてあること など
- ④『管理運営に必要な設備が整備されていること』
 - ・当該施設と競馬場の連絡のための専用の電話回線その他の適当な連絡設備を

設けてあること

- ・ 放送設備を設けてあること
 - ・ 照明設備を設けてあること など
- ⑤『勝馬投票券の発売等が公正に運営されること』
- ・ 勝馬投票券購入者が円滑に勝馬投票券を購入できる体制にあること など

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

本特例を適用する区域を設定するに当たっては、当該区域内のどこに場外設備が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している必要があることに留意すること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針別表1の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1 1 0 1 再生資源を利用したアルコール製造事業

1. 特例を設ける趣旨

地域産業に係る使用済物品等又は副産物を有効利用するため、繊維産業における使用済衣料品や林産業における廃材を原料としてアルコールを製造する事業が、現在、実証段階に入りつつあるところです。一方、アルコール事業法では、アルコールが酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの流通管理を行っているところです。今回の特例措置は、当該アルコールの流通管理を行わないことによって、使用済物品等又は副産物を原料としてアルコールを製造する事業を側面的に支援するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物を再生資源として、当該特区内においてアルコール事業法の許可を受けた製造事業者が製造するアルコールについては、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定日以降はアルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節（第21条から第30条）並びに第35条から第37条までの規定は適用しない。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものとは、①アルコールの製造工程において、経済産業省令で定める化学物質が同省令で定める数量以上混和されたアルコールが製造されること、②アルコールが酒類の原料として不正に使用されるおそれのないアルコールの製造設備により製造されると経済産業大臣が認めることをいいます。
- (2) 経済産業大臣が認めるとは、地方公共団体が特区計画の認定を申請するときに、併せて提出するアルコールの製造設備における化学物質の混和装置の配置図及び同装置の構造図（経済産業省令で定める化学物質名及びその数量を記載したもの）により、化学物質が指定数量以上混和され、製造されることを経済産業大臣が確認することにより行うことをいいます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、

- ① 地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物

② アルコールの製造設備における化学物質の混和装置の内容(配置図及び構造図(経済産業省令で定める化学物質名及びその数量を記載したもの)を含む。)を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1105 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業

1. 特例を設ける趣旨

新エネ・省エネの推進の観点のもと、小規模ガスタービン発電設備の導入が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講じ、保安レベルを維持した上で、当該設備を一般用電気工作物として扱うことを可能とする特例措置を設けることにより、小規模ガスタービン発電設備の導入促進を図るものです。

2. 特例の概要

一定の要件を満たす小規模ガスタービン発電設備について、一般用電気工作物として扱うことを可能とする特例措置を認めるものです。これにより、事業用電気工作物には必要な主任技術者の選任や保安規程の策定・届出が不要になるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。』

『保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。』

電気事業法において、事業用電気工作物については、設置者により保安の体制等を定めた保安規程を策定・届出するとともに、電気主任技術者の資格を有する者により、その工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされることとされています。本特例措置により、小規模ガスタービン発電設備は一般用電気工作物として扱われ、電気主任技術者の選任や保安規程の策定などが不要となることから、安全確保のための代替措置を定めたものです。

代替措置としての安全確保は、設置者が専門家に依頼する場合の他、地方公共団体や関係事業者などが設置者に替わって実施する場合があります。

②『電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2

項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。』

電気工作物を一般用電気工作物として扱う際の一般的な要件の一つであり、現行の一般用電気工作物（太陽光発電設備などの小出力発電設備）と同様の規定です。例えば、太陽光発電設備と同様、家屋に発電機が設置され逆潮流するような場合も特例の対象となります。

③ 『出力30キロワット未満であること。』

『最高使用圧力が1000キロパスカル未満であること。』

『最高使用温度が1400度未満であること。』

『発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。』

『ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。』

『同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。』

仮に整備不良等により機器に不具合が生じた場合にも、電気事故や火災事故などの危険性を限定的にする観点から、出力、使用圧力、使用温度、構造及び設置状況について制限しているものです。

④ 『公衆が容易に触れないための措置がなされていること。』

公衆による誤動作や感電等の電気事故を防止する観点から定めているものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、上記3. ①の事項を記載すること。
- ・ 特例を利用して複数の機器が設置される場合でも個別機器毎に安全が確保される特区計画であれば、特区計画の認定申請時には、必ずしも主体を特定する必要はありません。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1108 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業

1. 特例を設ける趣旨

今後普及が見込まれる燃料電池自動車及びDME自動車に水素及びDMEを充填する場所として設置されることが見込まれている水素ガススタンド及びDMEガススタンド（以下「水素ガススタンド等」という。）を設置する際に現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とすることにより、スタンドの整備を円滑化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

水素ガススタンド等において保安統括者を選任しないことの弊害を防止する措置として、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安統括者の選任を不要とすることができるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

保安確保策として、例えば天然ガススタンドと同様に「保安を監督する者」（製造保安責任者免状の交付を受けており、可燃性ガスの製造に関し6月以上の経験を有する者です。詳しくは一般高圧ガス保安規則第64条第2項第4号を参照してください。）1名の選任でよいとする場合において、地方公共団体がその有効性を確認するに当たっては、特区内に設置される水素ガススタンド等で、現行の天然ガススタンドの充填作業内容、運転・作業上の留意事項、緊急時対応と同等のものが、保安確保策として講じられることについて実証されること（例えば、充填等において本来作業員が行うべき作業が機械化されていることや集中監視システムにより全系統の把握ができること等、天然ガススタンドと同等の対策が講じられていると評価されること、また、ガスが漏えいしたときに、高圧ガスの扱いに経験のある保安を監督する者1名が行う緊急時対応（漏えい箇所の確認、漏えいの状態の確認、漏えいを止める措置、初期消火、通報連絡等）によって、現行の規定で担保される保安レベルと同等のものが確保されると評価されること等）が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」を参考にしてください。

[\(http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/\)](http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/)

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、

- ① 設置される当該スタンドの仕様（使用圧力、処理量等）
- ② 例えば、自動遮断装置の設置など、保安統括者を選任しなくとも設置される当該スタンドの安全性を確保することが可能な保安確保策
- ③ 設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」（「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にしてください。）

を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献

1109 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業

1. 特例を設ける趣旨

今後普及することが見込まれている燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を車載状態のままでも実施できるようにし、再検査を合理化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器について、目視検査により容器内面を確認しないことの弊害を防止する措置として、容器の安全性を確保するための保安確保策や実際に行われる容器再検査の方法等が当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、車載状態のまま再検査を行うことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

容器の安全性を確保するための保安確保策や容器再検査の具体的方法について、地方公共団体において安全性が確保されると認めるに当たっては、容器に使用する材料等の仕様の下で、高圧水素ガス下における水分、硫化物等の不純物が容器及び附属品の材料に与える影響について重点的に実証されていること等が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」を参考にして下さい。

(<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/>)

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、

- ① 当該再検査を受けようとする容器の仕様（圧力、材料、容量、寿命等）
- ② 例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策
- ③ 実際に行われる容器再検査の具体的方法（容器再検査の具体的方法については、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第18条、第19条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏洩試験などを参考にして下さい）
- ④ 車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講じる措置

を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1 1 2 1 小規模場外車券発売施設事業

1. 特例を設ける趣旨

場外車券発売施設の適切かつ円滑な設置を通じて、競輪の活性化を図り、地方経済の健全化に資する。

2. 特例の概要

地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外車券発売施設の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が別途告示で定める事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面（様式任意）により確認した場合には、経済産業大臣は、自転車競技法施行規則第15条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなし、自転車競技法第4条第2項に基づき当該施設の設置を許可する。

3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画を作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断すべきものであるが、例示すれば以下のとおりである。

- ①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』
 - ・周辺の学校、病院等の施設の運営に支障となる騒音、振動等が発生しないこと
 - ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと
 - ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車などの通行を妨げないこと など
- ②『車券の発売等の用に供する設備が整備されていること』
 - ・適切なスペースがあり、来場者が車券を購入しやすい構造の窓口であること
 - ・現金や重要書類を保管する設備を備えていること など
- ③『入場者の用に供する設備が整備されていること』
 - ・確定出場選手、車券の発売金額、勝者及び払戻金額を明示するための設備が備えられていること
 - ・冷暖房設備を備えていること
 - ・トイレがあること
 - ・入場者の自動車等を収容するのに十分な広さの駐車場があること など

④『管理運営に必要な設備が整備されていること』

- ・当該施設と競輪場の連絡のための専用電話回線その他適当な連絡設備を備えていること
- ・場内放送に必要な放送設備などが整備されていること など

⑤『車券の発売等が公正に運営されること』

- ・人員の配置が適切であり、車券購入者が最大滞留数に達した場合であっても、円滑に車券を販売できる体制にあること など

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

本特例を適用する区域を設定するに当たっては、当該区域内のどこに場外車券発売施設が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している必要があることに留意すること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1 1 2 3 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

1. 特例を設ける趣旨

海水温度差発電設備の開発が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理審査の受審の対象としない特例措置を設けることにより、海水温度差発電設備に関する研究開発の円滑化及び促進を図るものです。

2. 特例の概要

研究を目的として設置される一定の要件を満たす海水温度差発電設備は、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を不要とすることができる。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『出力が100キロワット未満であること』

『電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故、電気影響等を限定的にすべからず、出力及び電氣的環境について制限しています。

「電線路（当該施設が発電に係る電気を受電するための電線路を除く）により当該施設を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていない」とは、本実験を行うためにのみ使用される電気設備等であって、一般の電力系統と電氣的に接続されていない又は技術的に接続されないことを示します。

②『当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項』

研究開発の実施主体が、国への工事計画の届出や、国等による各種安全管理審査を必要としなくとも、安全を確保するための検討及び評価を実施し、電気事業法第39条に基づく技術基準への適合性を判断するために、各分野の専門家からなる委員会の設置を求めるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。
 - ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」が記載されていること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1 1 2 4 海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業

1. 特例を設ける趣旨

海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備の導入が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく定期事業者検査の実施時期の延長を可能とする特例措置を設けることにより、バイナリー発電設備の導入の円滑化及び促進を図るものです。

2. 特例の概要

一定の要件を満たすバイナリー発電設備については、定期事業者検査の時期を延長しても安全性の問題のないものとして技術的に証明した期間について、地方公共団体が特区計画の認定を受けた場合には、その期間を超えない時期に定期事業者検査を行うものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『バイナリー発電設備』

バイナリー発電設備とは、海水温度差や温泉熱を利用して発電する発電システムです。

②『出力500キロワット未満であること』

『最高使用圧力が1000キロパスカル未満であること』

『最高使用温度が200度未満であること』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故や火災事故を限定的にする観点から、出力等について制限しているものです。

③『使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと』

熱媒体が変質しないとともに、可燃性、腐食性又は有毒性を持たず、仮に熱媒体が漏洩しても、人体や設備に対して直ちに被害を与えることがないよう、化学的に安定した熱媒体に制限しているもので、例えば、代替フロンなどが該当します。

④『使用する熱媒体の種類及びその性質』

使用する熱媒体の化学的な名称等、化学式及びその化学的性質が該当しません。

⑤『具体的な定期事業者検査を実施する時期』

電気事業法施行規則第94条の2に規定する定期事業者検査を実施する時期を参考に、当該設備の安全が確保されるものとして、電気事業法第39条に基づく技術基準への適合性が確保されると技術的な証明ができる期間が該

当します。

⑥『当該設備の耐久性』

『使用する熱媒体の耐久性』

『使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性』

安全性に問題のない期間を評価する際に、特に注目すべき事項として示したものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」(1)～(3)の内容が記載されていること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」(4)の資料(証明の根拠となるデータや文献など)

1 1 2 5 (1 1 1 4) 特定施設における保安検査期間変更事業

1. 特例を設ける趣旨

特定施設の保安検査期間を変更し、高圧ガス製造事業を円滑化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

特定施設の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により当該施設の維持機能状況について一定期間の健全性が確保でき、検査期間の延長が可能であること及び当該施設の危険度評価が、当該地方公共団体より示され、経済産業大臣により現行規制により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安検査期間を変更することができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特定施設の保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献の内容としては、例えば施設の腐食、損傷その他の劣化状況に関するデータ等が挙げられます。

保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

施設の危険度評価とは、その施設で想定される事故の規模や発生確率等について評価することです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、

- ① 当該特定施設の仕様（ガス種、使用圧力等）
- ② 保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況及び当該施設の危険度評価
（特定施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況）
- ③ 具体的な保安検査期間（保安検査期間については、製造細目告示第14条に規定する保安検査期間を参考にされたい。）
を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献及び当該施設の危険度評価に関するデータや

文献

(特定施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献)

1129-1 (1112) 液化ガスの容器における充てん率変更事業

1. 特例を設ける趣旨

高圧ガスを容器に充てんする際の充てん率を変更することにより、高圧ガス製造事業を円滑化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

高圧ガスを充てんする容器の充てん率を変更しても、当該容器の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策及び容器の危険度評価（液化水素ガスを充てんする容器については、容器の充てん率を変更しても、当該容器の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策）が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、充てん率を変更することができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

容器の危険度評価とは、その容器で想定される事故の規模や発生確率等について評価することです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、

- ① 充てん率を変更しようとする容器の仕様（ガス種、材料等）
- ② 例えば、充てんする液化ガスが膨張しても破裂しない強度を有する容器など、充てん率を変更しても安全性が確保される保安確保策
- ③ 容器に関する具体的な充てん率（充てん率については、容器保安規則第22条に規定する液化ガスの質量の計算の方法などを参考とされたい）
- ④ 充てん率を変更できる容器であることを見分けるために地方公共団体の長が講じる措置を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該容器の危険度評価に関するデータや文献

(液化水素ガスを充てんする容器については、容器の充てん率を変更しても、特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献)

1130 オートレース小規模場外車券発売施設事業

1. 特例を設ける趣旨

場外車券発売施設の適切かつ円滑な設置を通じて、オートレースの活性化を図り、地方経済の健全化に資する。

2. 特例の概要

地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外車券発売施設の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が別途告示で定める事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面（様式任意）により確認した場合には、経済産業大臣は、小型自動車競走法施行規則第12条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなし、小型自動車競走法第6条の2第2項に基づき当該施設の設置を許可する。

3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画を作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断すべきものであるが、例示すれば以下のとおりである。

- ①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』
 - ・周辺の学校、病院等の施設の運営に支障となる騒音、振動等が発生しないこと
 - ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと
 - ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車などの通行を妨げないこと など
- ②『車券の発売等の用に供する設備が整備されていること』
 - ・適切なスペースがあり、来場者が車券を購入しやすい構造の窓口であること
 - ・現金や重要書類を保管する設備を備えていること など
- ③『入場者の用に供する設備が整備されていること』
 - ・確定出場選手、車券の発売金額、勝車及び払戻金額を明示するための設備が備えられていること
 - ・冷暖房設備を備えていること

- ・トイレがあること
- ・入場者の自動車等を収容するのに十分な広さの駐車場があること など

④『管理運営に必要な設備が整備されていること』

- ・当該施設とオートレース場の連絡のための専用電話回線その他適当な連絡設備を備えていること
- ・場内放送に必要な放送設備などが整備されていること など

⑤『車券の発売等が公正に運営されること』

- ・人員の配置が適切であり、車券購入者が最大滞留数に達した場合であっても、円滑に車券を販売できる体制にあること など

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画を策定する場合、場外車券発売施設を設置できる区域の範囲内であればどこに場外車券発売施設が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおり。

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし。

1131（1143、1145） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1. 特例を設ける趣旨

一定の要件を満たした講座の修了者については、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち午前試験科目に相当する、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知识（以下「免除対象科目」という）の免除を受けることができることにより、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図るものです。

2. 特例の概要

情報処理技術者の効果的な育成を図るものとして特区に開設された講座（eラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。）について、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法及び修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目が地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると確認された場合、当該講座の修了生は初級システムアドミニストレータ試験に係る免除対象科目についての試験の免除を受けることができるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 地方公共団体は、特区計画認定申請の際に特定事業の内容として次の4つの事項を記載して、経済産業大臣の確認を受けなければなりません。

① 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

履修計画には、告示で定める履修項目が内容としてすべて含まれていることが必要であって、項目の名称が異なったり当該履修項目以外の履修項目が含まれたりしても差し支えありません。履修計画にはこの他、講座の受講対象者、受講方式、履修時間数、使用教材、経済産業大臣が告示で定める履修項目と履修計画の項目との対応関係（修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格を取得するための試験の試験項目との対応関係も含む）が明記されていることが望まれます。

② 修了認定の基準

修了認定の基準とは、講座の開設者（以下「開設者」という。）が講座

修了の要件として受講生に課す基準で、一般的には出席日数、修了認定に係る試験の実施又は修了レポートの提出などがありますが、本特例措置では少なくとも修了認定に係る試験の実施とその合格基準が明記されていなければなりません。なお、民間資格の取得を修了認定の基準とする場合には、その旨が明記されていなければなりません。

③ 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験の実施方法としては、次の事項が明記されていなければなりません。

ア 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含まない場合にあつては、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつては、機構）の審査を受けた試験問題を使用すること

イ 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）が提供する試験問題またはその審査を受けた試験問題のいずれかを使用すること

④ 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験項目

修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験項目が明記されていることが必要です。

(2) 開設者は、修了認定に係る試験を実施するにあたって、告示で定めるところにより、次の①又は②の手続を行わなければなりません。また、開設者は、告示で定めるところにより、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に通知しなければなりません。

① 経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）の審査を受け、適切であると認めた問題を使用する場合にあつては、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に納めること。

② 経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）が提供する問題を使用する場合にあつては、告示に定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に納めること。

(3) 上記(1)によって認定を受けた特区に開設される講座について、上記(2)に規定する措置を開設者がすべて履行した場合には、当該講座を修了した者は、

当該修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合に限り免除対象科目の免除を受けることができます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙及び履修計画の記載にあたっては、認定講座開設事業が円滑に開始できるように準備を進めるために、地方公共団体において、特区計画策定の検討がされ次第、速やかに、試験の実施者である経済産業省に相談を行うことが望ましい。

また、修了認定に係る試験の実施方法について、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）の審査を受けた問題を使用しようとする講座の開設者は、当該審査に合格できなかった場合を考慮して、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する旨を併せて記載することが望ましい。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

履修計画書

1132（1144、1146） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

1. 特例を設ける趣旨

一定の要件を満たした講座の修了者については、基本情報技術者試験の試験科目のうち午前試験科目に相当する、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの開発に関する共通的基础知識（以下「免除対象科目」という）の免除を受けることができることにより、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図るものです。

2. 特例の概要

情報処理技術者の効果的な育成を図るものとして特区に開設された講座（eラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。）について、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法及び修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目が地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると確認された場合、当該講座の修了生は基本情報技術者試験に係る免除対象科目についての試験の免除を受けることができるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 地方公共団体は、特区計画認定申請の際に特定事業の内容として次の4つの事項を記載して、経済産業大臣の確認を受けなければなりません。

① 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

履修計画には、告示で定める履修項目が内容としてすべて含まれていることが必要であって、項目の名称が異なったり当該履修項目以外の履修項目が含まれたりしても差し支えありません。履修計画にはこの他、講座の受講対象者、受講方式、履修時間数、使用教材、経済産業大臣が告示で定める履修項目と履修計画の項目との対応関係（修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格を取得するための試験の試験項目との対応関係も含む）が明記されていることが望まれます。

② 修了認定の基準

修了認定の基準とは、講座の開設者（以下「開設者」という。）が講座

修了の要件として受講生に課す基準で、一般的には出席日数、修了認定に係る試験の実施又は修了レポートの提出などがありますが、本特例措置では少なくとも修了認定に係る試験の実施とその合格基準が明記されていなければなりません。なお、民間資格の取得を修了認定の基準とする場合には、その旨が明記されていなければなりません。

③ 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験の実施方法としては、次の事項が明記されていなければなりません。

ア 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含まない場合にあつては、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつては、機構）の審査を受けた試験問題を使用すること

イ 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）が提供する試験問題またはその審査を受けた試験問題のいずれかを使用すること

④ 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験項目

修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験項目が明記されていることが必要です。

(2) 開設者は、修了認定に係る試験を実施するにあたって、告示で定めるところにより、次の①又は②の手続を行わなければなりません。また、開設者は、告示で定めるところにより、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に通知しなければなりません。

① 経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）の審査を受け、適切であると認めた問題を使用する場合にあつては、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に納めること。

② 経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）が提供する問題を使用する場合にあつては、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に納めること。

(3) 上記(1)によって認定を受けた特区に開設される講座について、上記(2)に規定する措置を開設者がすべて履行した場合には、当該講座を修了した者は、

当該修了した日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合に限り免除対象科目の免除を受けることができます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙及び履修計画の記載にあたっては、認定講座開設事業が円滑に開始できるように準備を進めるために、地方公共団体において、特区計画策定の検討がされ次第、速やかに、試験の実施者である経済産業省に相談を行うことが望ましい。

また、修了認定に係る試験の実施方法について、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）の審査を受けた問題を使用しようとする講座の開設者は、当該審査に合格できなかった場合を考慮して、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する旨を併せて記載することが望ましい。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
履修計画書

1 1 4 2 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業

1. 特例を設ける趣旨

温泉の熱を利用した発電設備（以下「温泉熱利用発電設備」という。）の開発が必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理審査の受審の対象としない特例措置を設けることにより、温泉熱利用発電設備に関する研究開発の円滑化及び促進を図るものです。

2. 特例の概要

研究を目的として設置される一定の要件を満たす温泉熱利用発電設備は、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を不要とすることができる。

3. 基本方針の記載内容の解説

① 『出力が10キロワット未満であること。』

『最高使用圧力が5メガパスカル未満のもの』

『最高使用温度が100度未満のもの』

『電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故、電気影響等を限定的にする観点から、出力及び電氣的環境について制限しています。

「電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていない」とは、本実験を行うためにのみ使用される電気設備等であって、一般の電力系統と電氣的に接続されていない又は技術的に接続されないことを示します。なお、発電設備の起動時等に外部から受電する必要がある場合をかんがみ、当該設備が電気を受電するための電線路は除いています。

② 『当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項』

研究開発の実施主体が、国への工事計画の届出や、国等による各種安全管

理審査を必要としなくとも、安全を確保するための検討及び評価を実施し、電気事業法第39条に基づく技術基準への適合性を判断するために、各分野の専門家からなる委員会の設置を求めるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。
 - ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」が記載されていること。
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1205（1214）重量物輸送効率化事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、輸送の効率化を図るため、車両総重量の許可限度及び保安基準に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

特区において、規制の特例措置を受けようとする運送事業者等が特殊車両通行許可申請を行う際に、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令に定める一般的制限値（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン）を超えない車両で、かつ、費用の負担等の道路を適切に管理するための措置が、特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合には、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量について「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可するとともに、当該許可を受けることが確実であると各道路管理者により確認された車両については、各運輸局長は、従来長大又は超重量で分割不可能な単体物品輸送する場合に適用してきた車両総重量に係る保安基準の特例を、これに限らず、適用するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「橋、高架の道路その他これらに類する道路」としては、例えば、ボックスカルバート等の構造物があります。
- ・ 「維持、修繕その他の管理」としては、例えば、補修、補強工事等があります。
- ・ 「必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること」としては、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合には、当該超過分に係る費用を負担することが想定されます。
- ・ 「道路管理者に報告すること等」としては、実施主体又は特区計画作成団体による道路パトロールの実施、道路管理者と連携した指導取締の実施」などの道路の適切な管理のために必要な行為を想定していますが、具体的な内容については、特区計画作成団体が作成することとなります。
- ・ 「特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両」としては、道路管理者が当該車両について特殊車両通行許可

に係る車両総重量規制の緩和要件を満たしていると判断し、道路管理者が地方運輸局長にその旨の連絡を行った車両をいいます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
特になし
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1210 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業

1 特例を設ける趣旨

橋の設置を目的とする河川敷地の占有については、公共性、公益性を優先するものとして公的主体以外の者による占有は原則として認められておりませんでした。水辺を活かしたまちづくりとしての、市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があると認められる場合には、公的主体以外の者による占有を認める特例を設けるものです。

2 特例の概要

橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置や利用方法について周辺地域の合意形成が図られていると地方公共団体が確認した場合には、設置後の維持及び補修、占有主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じない限りにおいて、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占有を許可するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・本特例措置は、橋の設置を目的とした河川法第24条に基づく河川敷地の占有許可について、その許可基準である河川敷地占有許可準則第6に規定する占有主体について特例措置を設けたものです。
- ・なお当該占有許可に当たっては、河川管理者により、当該橋の設置後の維持及び補修、占有主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じないと判断されることが必要となります。
- ・河川敷地の占有許可に係る手続きについては、従来と変更はありません。
- ・河川敷地内に工作物を設置する場合の技術的基準については、従前と変更はありません。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、水辺を活かしたまちづくりとしての、市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消

する必要があると認めた理由を記載すること。併せて、市街地開発事業等の施行区域等及び公衆の通行の用に供する橋の位置図等を添付すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1 2 1 8 地域特性に応じた道路標識設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域特性に応じた案内標識及び警戒標識の設置を図るため、案内標識及び警戒標識の寸法に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

特区において、地域特性により案内標識もしくは警戒標識を縮小する特別の必要がある場合、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 警戒標識については、標識板の寸法が道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「標識令」という。）において規定されています。
- ・ 案内標識については、標識板の寸法が標識令において規定されているものと、標識板の寸法は規定されていませんが文字の寸法が規定されているものなどがあります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

地域特性により案内標識もしくは警戒標識を縮小する特別の必要があると認められた理由について記述してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1 2 1 9 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業

1. 特例を設ける趣旨

港湾施設である道路において、輸送の効率化を図るため、保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう車両の寸法及び重量等保安基準に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

港湾施設である道路において、道路運送車両の保安基準に適合しない特殊な大型輸送用車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行う場合、以下の要件を満たせば、車両の寸法(長さ、幅、高さ)、重量(車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重)及び走行性能(原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じる恐れがないと判断される場合に限る。)のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができるようになります。

- ① 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体(自動車の使用者)が、その責任において、道路を適切に管理するための措置(※1)を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこと。

(※) 道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。

(ア) 事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。

(イ) 必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。

- ② 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断されること。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「道路の構造等の施設の安全性を確認すること」としては、例えば、道路の舗装、道路の幅員、道路にある埋設物、道路の構造耐力などがあります。
- ・ 「必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議する」とは、例えば、当該特例措置の緩和を受けた車両が通行する道路の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して、港湾管理者、特区計画を作成する地方公共団体及び実施主体が協議し、協定を結ぶことが想定されます。
- ・ 「道路が遮断される」としての具体的な遮断方法としては、物理的な遮

断機等による遮断の他、保安員による遮断等の方法をいいます。

- ・ 「地方運輸局長が車両ごとに指定した項目」としては、特区の基準緩和申請の認定により指定することになります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区申請にあたり、通行する道路が他の交通と分離され、道路が遮断されるとして、港湾管理者、当該区域を所管する警察署及び地方運輸局等の関係機関と調整した年月日及びその方法の記載が必要です。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

1. 特例を設ける趣旨

中山間地域を中心に野生鳥獣（移入種を含む。）による農林水産業被害が増大するとともに、狩猟者の減少・高齢化により、有害鳥獣捕獲に従事する者を確保することが困難な状況にあることから、有害鳥獣捕獲の円滑な実施を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。平成15年4月16日施行。）に基づく特例措置として、従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことができることとするものです。

2. 特例の概要

従来、有害鳥獣捕獲の許可を申請する法人の従事者については、原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導してきましたが、本事業においては、有害鳥獣捕獲の許可を申請する法人に対して、銃器の使用以外の方法による許可を行う場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合として特区内で有害鳥獣捕獲を行うときは、特例的に従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことができることとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導することとして、従事者を限定的に取り扱っていますが、本事業においては、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、特例的に従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことができることとします。

捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合とは、従事者に非狩猟免許所持者を含めることから、有害鳥獣捕獲許可を行う地方公共団体や同許可の申請主体において、例えば狩猟者団体や当該法人が実施する講習会や研修等を通じて、使用する猟具の設置や撤収方法の習熟、捕獲個体の処理方法や処理体制の整備等がなされていることを特区計画の申請に当たって、当該地方公共団体が認めることをいいます。

なお、捕獲従事者や周辺住民等の安全を確保するため、鳥獣の生態や鳥獣の生息地等地形的条件に詳しく、狩猟の経験と知識を有する狩猟免許所持者が、捕獲従事者を適切に指揮・監督ができるように同行することが必要であることから、従事者の中に免許所持者が含まれていることを求めているものです。

同意の要件である円滑かつ確実な実施を担保するための予防措置について、関係者間で事業の円滑な実施のための取組が認められることとは、例えば事業内容を地域住民等へ周知するため、広報誌や住民説明会等を通じた広報活動が実施されていること等が考えられます。また、安全管理体制について狩猟者団体との合意が得られていることとは、例えば当該地方公共団体と狩猟者団体との間で、講習会や研修会等へ講師として参加することや捕獲業務に同行し捕獲従事者を指揮・監督することについての協定書の締結等が行われていること等が考えられます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、地方公共団体が捕獲技術、安全性等が確保されていると認めた根拠、関係者間での事業の円滑な実施のための取組、安全管理体制についての狩猟者団体との合意の内容について記載すること。なお、狩猟者団体との間で協定書等を締結した場合には、その写しを添付すること。

5. 当該特区に係る特区計画申請に関して特に必要な添付書類

狩猟者団体との間で協定書等を締結した場合には、その写し。

1304・1305 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業

1. 特例を設ける趣旨

循環型社会の形成を促進するため、生活環境の保全上支障がない特定の廃棄物を一定の方法で再生利用する場合について環境大臣が認定する制度（再生利用認定制度：環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み）について、特定の地域について試験的に対象廃棄物を拡大等して当該廃棄物の広域的なリサイクルを促進するものです。

2. 特例の概要

特区において特例措置を求める廃棄物について、法令を上回る規制（関係者の同意・流入規制）を必要としていない場合であって、環境大臣が定める特定の廃棄物を一定の方法で再生利用する場合について再生利用認定制度の対象とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）再生利用認定制度について

一定の廃棄物の再生利用についてその内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度であり、平成9年廃棄物処理法改正により設けられたものです。認定を受けた者については、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置許可が不要となります。ただし、廃棄物処理基準及び施設の維持管理基準等の規定については適用されます。

（2）法令を上回る規制（関係者の同意・流入規制）について

関係者の同意とは、廃棄物処理施設の設置に当たって、施設を設置しようとする事業者にあらかじめ関係者の同意の取得を求める行政指導（条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、単に、関係者への説明を求める手続を設けている場合は含まない。）をいいます。

流入規制とは、区域外で発生した廃棄物が自区域内に流入する際にあらかじめ届出等を通じて協議を求める行政指導（条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を含まない。）をいいます。

ただし、いずれの規制についても特区計画を申請する地方公共団体自らが法令を上回る規制を行っていない場合（例えば、市町村が特区計画を申

請する場合に、当該市町村の属する都道府県が法令を上回る規制を行っている場合）は含まれません。

(3) 対象品目の追加について

基本方針中には①廃 FRP 船破砕物をセメント原料として利用する場合又は②容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合について、再生利用認定制度の対象に加える旨記載していますが、これら以外であっても以下のいずれにも該当しない廃棄物であって、再生利用の内容が妥当なものについては制度の対象に追加するものであります。

- ① ばいじん又は焼却灰であって、廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く）
- ② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く）
- ③ 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

(4) その他

環境省においては、再生利用認定申請に係る審査は特区計画申請に係る審査と同時並行で行うことが可能であり、計画認定と環境省における再生利用認定がほとんど同時に行われるよう環境省において配慮される予定です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、特区計画を申請する地方公共団体自らが法令を上回る規制を行っていないことを記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1306 地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業

1. 特例を設ける趣旨

地中空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は廃棄物処理法施行令において禁止されていますが、特区内の一定の要件を満たす地中空間を利用して一定の性状を満たす溶融スラグの埋立処分を行うことについて、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全に反するものではないことが確認できた場合には、当該禁止を解除するものです。

2. 特例の概要

地中空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は禁止されていますが、市町村が、その設定する特区内の一定の要件を満たす地中空間を利用して一定の性状を満たす溶融スラグの埋立処分を行うことについて内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該市町村又はその市町村から処分業の許可を受けた者は、当該埋立処分を行うことができることとしたものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 規制の特例措置を講ずる地域の要件について

地中空間の周辺にある土地が地中空間埋立てを行う上で構造耐力上しっかりしており自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動や衝撃に耐えられるものであること、埋め立てた溶融スラグからの金属等の溶出を招来して地下水を汚染するおそれがないものであることを意味します。

(2) 一般廃棄物である溶融スラグについて

溶融スラグとは、焼却灰を1200℃以上の高温条件化で燃焼させ、その残さを冷却して固化したものです。溶融スラグとすることにより焼却灰中のダイオキシン類のほとんどを分解することができ、また、金属等の有害物質が溶出しにくい状態に安定化することが可能です。

「一定の性状を満たす」とは、単に溶融加工した溶融固化物であればよいものではなく、金属等が溶出しないように溶融加工されていなければなりません。

(3) 地下水等のモニタリングについて

特例措置の実施に当たっては、当該地中空間について一般廃棄物の最終処分場の設置の許可を受けるとともに、その維持管理について地下水等の周辺環境のモニタリングを実施することを条件としていますが、これに対

応するものとして、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号ロに規定する地下水等検査の検査頻度を3月に1回以上とすることとしています。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
 - ・ 埋立てる地中空間の構造を明らかにする書類及び図面
 - ・ 埋立てる地中空間の周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - ・ 埋立てる地中空間の強度に関するデータ
 - ・ 埋立てる溶融スラグの性状に関するデータ

1308 特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業

1. 特例を設ける趣旨

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは原則として認められていませんが、特区内に限り、一定の要件を満たす場合には、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとするものです。

2. 特例の概要

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは認められていません。しかし、特区内に限り、一定の要件を満たし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないと認められる場合に、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いる場合、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないように、次の要件を満たす必要があります。

- ① 異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと。
- ② 特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。
- ③ 石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されること。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし。

1309 一般廃棄物の溶融固化物の利用の特例事業

1. 特例を設ける趣旨

平成10年3月26日付け生衛発第508号厚生省生活衛生局水道環境部長通知（以下「508号通知」という。）において、一定の基準を満たす一般廃棄物の溶融固化物につき、路盤材等として市町村が自ら発注した公共建設工事において利用される場合には、当該利用は廃棄物の処分に該当するものではないとして差し支えないこととし、一般廃棄物の溶融固化物の公共建設工事における利用を促進していますが、一定の条件を満たす一般廃棄物の溶融固化物の地中空間の充てん利用についても同様に取り扱うこととするものです。

2. 特例の概要

508号通知の特例の通知である「構造改革特別区域における「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施」に係る用途の特例措置について（通知）」（以下「特例通知」という。）の内容に適合する一般廃棄物の溶融固化物の用途について、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に限り、市町村が自ら発注した公共建設工事として行う地中空間の充てん利用についても廃棄物の処分に該当するものではないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特例通知の内容に適合する一般廃棄物の溶融固化物の用途とは、以下の要件に合致する一般廃棄物の溶融固化物の地中空間の充てん利用をいいます。なお、要件ではありませんが、具体的な事業の実施に当たっては、特例通知に記載のある留意事項にも配慮する必要があります。

- (1) 一般廃棄物の溶融固化物が常態的に地下水に浸漬するおそれがないよう、地下水位より上部に充てんすること。
- (2) 一般廃棄物の溶融固化物が特例通知別紙の基準に適合するものであること。
- (3) 施工地からの浸出液による施工地周辺の地下水への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を行い、かつ、記録すること。
- (4) 公共建設工事の実施前に、施工予定地周辺の住民を含む利害関係者に説明会等を通じて当該工事内容の周知を図ること。
- (5) 施工終了後目安として2年間が経過するまでの間、工事関係書類・記録

について公衆の閲覧を可能とすること。

- (6) 施工地の周辺環境に生活環境保全上の支障（例えば地下水の水質異常などが考えられる。）が生じた場合にあっては、原因究明の上、速やかに掘返しや遮断工など必要な対応を行うようにすること。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に特例通知の要件に対する具体的事業での対応について記載して下さい。

また、特例通知の留意事項は、この特例措置が新たな取組であることから、特定事業の実施に当たり特に環境面への考慮事項を列挙したものです。特定事業の実施を円滑に行うための配慮事項ですので、これら留意事項の内容に対する具体的事業での対応についても記載して下さい。なお、留意事項は認定に当たっての要件とはなりません。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

上記4の具体的事業での対応について図面・データ等がある場合は、参考資料として添付して下さい。